

第3章 オーストラリア

－農業支援政策と貿易政策の動向－

玉井 哲也

1. はじめに

2016年7月、オーストラリアでは総選挙が行われた。選挙戦においては、農業政策、貿易政策は、特段に選挙の争点とはならなかった。与野党とも選挙公約を掲げたわけだが、農業に関しては、保守連合は、より強い農業分野 (Stronger Agriculture Sector) をめざして、バイオセキュリティのための資金の増額、研究開発、病害虫・雑草の管理、農業者への低利融資事業、水インフラ基金による水確保などを行うとし、労働党は、人材確保のために地方の大学を資金支援、女性や原住民の農業への参加促進、貿易や投資の拡大により雇用を拡大、生産性向上のため病害虫管理・農薬・獣医薬の技術革新の研究開発、重要なインフラ (道路・鉄道、ブロードバンド等) の整備、気候変動への取り組み、といった事項を列挙しているにとどまる。

2013年選挙時に保守連合が、「北部開発白書」「農業競争力白書」をとりまとめるとしていたのに比べると、このように2016年の選挙戦は農業についての大きな論点は出ていない。与党保守連合がかろうじて過半数を維持して、政権を保ったことから、2015年にとりまとめられた上記の2白書に盛り込まれた政策を中心に順次実施に移すことが予想される。

2. 農産物需給状況

穀物生産量が年により大きく変動するのがオーストラリア農業の一つの特徴である。第1表から、2006-07年度～2008-09年度に、主要穀物の生産量が大幅に落ち込んでいることが見て取れる。

第1表 主要穀物の生産量等

年度	小麦			大麦			コメ			カノーラ		
	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量
2005-06	25,150	2.02	15,969	9,482	2.15	5,316	1,003	9.83	103	1,419	1.46	831
2006-07	10,822	0.92	8,685	4,257	1.02	3,136	163	8.15	414	573	0.55	228
2007-08	13,569	1.08	7,444	7,160	1.46	4,052	18	8.50	191	1,214	0.95	472
2008-09	21,420	1.58	14,707	7,997	1.59	3,899	61	8.46	45	1,844	1.09	1,067
2009-10	21,834	1.57	14,791	7,865	1.78	4,235	197	10.39	21	1,907	1.13	1,187
2010-11	27,410	2.03	18,584	7,995	2.17	4,625	723	9.54	91	2,359	1.14	1,549
2011-12	29,905	2.15	24,656	8,221	2.21	6,568	919	8.91	501	3,427	1.39	2,557
2012-13	22,855	1.76	18,644	7,472	2.05	5,165	1,161	10.28	584	4,142	1.27	3,488
2013-14	25,303	2.01	18,612	9,174	2.41	7,124	819	10.94	544	3,832	1.41	3,194
2014-15	23,743	1.92	16,571	8,646	2.12	6,208	690	9.91	461	3,540	1.22	2,445
2015-16	24,168	1.89	15,777	8,593	2.09	5,498	250	10.90	317	2,944	1.25	1,946
2016-17	35,134	2.72	22,784	13,414	3.32	7,389	870	10.16	210	4,144	1.78	3,063

出典: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2016を基本に、2015-16年度、2016-17年度の推計値等を Agricultural Commodities March quarter 2017, Crop Report No.181により補足。

変動の要因は、降水量がもともと少ない上に、その変動が激しく、しばしば干ばつに見舞われるためである。そのなかで、2015-16年度までの5～6年は、安定して高めの単収をあげており好適な気候条件が続いたことがうかがえる。最新の2016-17年度には、適時の降雨に恵まれて穀物の生育はきわめて順調であり、小麦、大麦は史上最大の生産量となる見通しである。

畜産物も干ばつの影響は大きいが、統計数値では穀物の場合ほど判然とはわからない(第2表)。羊の飼養頭数が減少してきているのは、羊毛生産の減少につながっているが、肉の生産は、ラム肉を中心にむしろ増加傾向にある。

なお、第1表、第2表に示すように、生産量に対する輸出量の割合が多い。主要産物の輸出依存度が高いこともオーストラリア農業の特徴である。

第2表 主要畜産物の生産量等

(千トン(生乳は千キロリットル), 千頭)

年	牛肉			羊肉			生乳		チーズ	
	生産量	頭数	輸出量	生産量	頭数	輸出量	生産量	頭数	生産量	輸出量
2005	2,090	24,725	1,343	616	101,125	350	10,089	1,942	373	202
2006	2,188	25,606	1,408	669	91,028	381	9,583	1,880	364	213
2007	2,169	25,373	1,387	681	85,711	382	9,223	1,796	361	203
2008	2,138	24,784	1,411	647	76,938	380	9,388	1,640	343	146
2009	2,106	25,295	1,370	624	72,740	369	9,084	1,676	350	168
2010	2,129	24,008	1,358	541	68,086	315	9,180	1,596	339	163
2011	2,129	25,936	1,397	507	73,099	301	9,574	1,589	347	161
2012	2,245	25,685	1,419	640	74,722	356	9,317	1,700	338	174
2013	2,464	26,457	1,611	702	75,548	456	9,372	1,688	311	151
2014	2,662	26,296	1,881	721	72,612	503	9,732	1,647	344	159
2015	2,344	24,602	1,888	712	70,910	456	9,539	1,689	344	172
2016	2,033	23,290	na	661	68,700	na	8,840	1,663	344	165

出典: 第1表と同じ。

3. 農業支援政策の概要

オーストラリアの農業政策の大きな特徴は、補助水準が低いことである。生産者への移転による補助(PSE)は農業総受取額の2%強程度(2011～13年)でOECD各国の中でも最小レベルであり、そのなかに最も歪曲的とされる補助(生産物の産出に基づく支持等)が占める割合はわずか3%である。財政からの農業支援はGDPの0.1%程度であり、WTOに通報している貿易歪曲的な(いわゆる黄色の)農業補助金は、2009年以後、ゼロであって、補助金の大半は、一般サービス(研究、病虫害対策、普及・助言、検疫・検査、インフラ整備など)、環境保全に向けられている。

政府が直接の支出を行わない関税による支援水準も低く、農産物の実行MFN関税率は平均1.4%にすぎない(工業製品は3.3%)(WTO(2015))⁽¹⁾。

以下では、現在行われている農業支援政策の概要を述べ、そのうち、特に価格・所得政策を、続く4.節で詳しく見る。価格・所得政策を取り上げるのは、それが農家の所得に対す

る直接的な支援であって、多くの国において農業支援政策の大きな柱であると同時に、その支援方法によっては生産・貿易歪曲効果が大きいのである。オーストラリアでは現存する価格・所得政策はわずかであるが、税制を通じた所得支援である農場経営預金制度(FMDs)を典型として取り上げる。直接的な価格・所得政策ではないが、価格を高める効果があるとされている、コメの輸出独占も扱う。また、過去の制度ではあるものの主要産品の一つである酪農で行われた需給調整にも言及する。

(1) 国境措置

先述のように、オーストラリアの農産物の関税は、実行 MFN 関税率の平均で 1.4%である(2014 年)。関税構造は単純で、農産物のタリフラインの 7 割余りは関税率が 0%であり、残りの殆どは 5%である。チーズ 5 ラインに関税割当(TRQ)が設けられ、その関税率は枠内(11,500 トン)が 1kg 当たり 0.096 豪ドル、枠外が 1kg 当たり 1.22 豪ドル(従価税相当に換算すると 10.2~27.1%)の従量税である。他には、4 ラインの柑橘果汁が従価税 5%と従量税とのいずれか低い方の選択制である(すなわち 5%以下)。

以上のように、関税による保護水準は、低い。その中で比較的高いチーズの枠外関税率も、従価税換算で 27%程度までであり(WTO (2015))、しかも、自由貿易協定を主要な貿易相手(ニュージーランド、シンガポール、タイ、米国、チリ、マレーシア、ASEAN、韓国、日本、中国)と軒並み締結して関税を撤廃しており、後発開発途上国からの輸入も関税ゼロであるから、実質的な関税障壁は極めて低い。

(2) 国内の農業補助等

オーストラリアの国内補助等の項目と内容を概観してみよう。以下は、農業省のホームページの「Assistance Measures」の構成を基本として編成している(オーストラリア農業省ホームページ(2016a))。

補助は、通常の補助、干ばつ対策、緊急乳業対策、その他の補助、の 4 つに分けられている。このほか、農業省の補助とは別途の位置づけとして、輸出市場開発補助金(Export Market Development Grants)、課徴金(Levies)があるが、輸出市場開発補助金は、小規模企業の輸出促進活動のための旅費・通信費、宣伝・広告・展示会活動等の費用を補助するもので、全産業が対象であり、農業は全体の補助件数の 5%程度にとどまる。課徴金については、農林水産政策研究所(2016)を参照されたい。

1) 通常の補助

(i) 農場家計手当(Farm Household Allowance)

生活が困難な農家に、家計を救済するための支援を行う。生活保護的な趣旨であって、金額も相応な額(夫婦で受給する場合、2 週間当たりの受給金額の上限は各人 468.8 豪ドル)にすぎないので、所得支持ではあっても、米国の収入保険や日本・EU の直接支払いによる

農家所得支持のように事業収入を支えるものではない。

商業的農場を営む 16 歳以上の農業者で、保有資産が一定金額以下で、所得が低い者に支給される。2 週間ごとの手当支給が、最長 3 年まで、人的施策省 (Department of Human Services) から行われる。同時に、ケースワーカーが長期的な家計の安定の評価・改善のための助言・指導・相談を行う。受給者は、農場事業経営改善計画を作成してこれを実施することが義務づけられる。類似の仕組みは以前から存在するが、現行の農場家計手当は 2014 年 7 月 1 日から開始された。

(ii) 農場経営預金制度 (Farm Management Deposit Scheme (FMDs))

FMDs は、第一次産業生産者が、その財務リスクを管理して低所得の年の事業コストに対応し財務的な自立性を高めるようにすることを目的とする。要件を満たす第一次産業生産者は、第一次産業からの課税前所得が大きい年に「FMD 口座」に預金し、所得の小さい年に引き出す。この際に、入金金額分はその年の所得税の課税対象所得から控除され、引き出した年に所得税の対象となる。作況変動による所得の変動を平準化するとともに税金の額を小さくすることができる。納税額が少なくなる分が政府からの補助額ととらえられ、この金額が WTO に補助金として通報されている。詳しくは、次節を参照。FMDs の主な要件は次のとおりである (2016 年 7 月 1 日時点)。

- ・農業者の非第一次産業生産の所得が 100 千豪ドル未満であること
- ・農業者当たりの FMD 口座の預金残額が 800 千豪ドル以下であること
- ・預金が 12 ヶ月以上、金融機関に預け入れられていること。ただし、一定の条件を満たす災害の被害を受けた農家は、12 ヶ月以内での引出が認められる場合がある。

(iii) 税制特別措置 (Taxation measures)

農業省ではなく、税務局が担当する措置である。以下のような税制特別措置が用意されているとされるが、第一次産業者に限って適用される措置は (※) のものであり、その他の特別措置は第一次産業者だけに適用されるものではない。

- ① 干ばつや自然災害の被災者への納税時期延期や減税。
- ② 税額控除 (Tax offsets)
 - ・税額平均化 (Tax averaging) (※) : 5 年間の平均所得をもとに所得税を計算する仕組み。有利な年にだけ利用することを防ぐため、一旦利用するのを止めると、その後 10 年間はこれを利用できない。
 - ・遠隔地・離島の住民の税額控除
 - ・研究開発経費にかかる税額控除
- ③ 所得控除 (Tax deductions)
 - ・FMDs (農場経営預金制度) (※) : 上記を参照。
 - ・減価償却特例 (※) : 減価償却の特例は第一次産業者だけに適用されるわけではないが、第一次産業者が主として対象となるものとして、第一次産業生産用の水の輸

送・保全のための施設（ダム、タンク、ため池、灌漑水路、ポンプ）の新設・改良、第一次産業生産用のフェンス、飼料貯蔵用の施設（サイロ、液体飼料タンク、乾燥穀物貯蔵容器、干し草格納庫、穀物貯蔵庫）など。

- ・炭素吸着森林（Carbon sink forests）（※）：植林費用の所得控除。
- ・小規模事業者による事業用地への電力線、電話線の敷設費用の所得控除。
- ・商業的植林の経費の所得控除（※）：認定後 18 ヶ月以内に植林することが条件。

④ 税の減免（Tax concessions）

- ・事業活動のために使用される機械・重車両等用の燃料税の減免。
- ・高額車税の非課税：緊急車両、主として荷物を運ぶ商業用車両には課税されない。
- ・福利厚生施設など従業員へのFRINGE・ベネフィット提供にかかる税金の減免。
- ・小規模事業者向けの所得税等の特例措置：一般的に、年間売り上げ 2 百万豪ドル未満の事業者が該当

（iv） 地方会計相談サービス（Rural Financial Counselling Service）

地方会計相談サービスとは、財務困難に陥っていて他からは中立的立場の支援を受けられない第一次産業生産者や小規模事業者に対し、州や地域組織が無料の会計相談を提供するもので、その活動資金を、連邦政府、州政府が負担する。2015 年 10 月 1 日現在で、全国 14 の組織が 120 名の地方会計相談員を擁して、以下の業務を行っている。

- ・財務上や事業上の選択肢を検討するのを支援
- ・借入先と交渉するのを支援
- ・行動計画を立案するのを支援
- ・Farm Household Allowance を利用するのを支援
- ・政府その他の支援制度の情報を提供
- ・農業相談員や教育訓練サービスを紹介
- ・事業承継、家族問題、個人・社会問題を相談する人的施策省その他の専門家を紹介

（v） 農場低利融資制度（Farm Finance Concessional Loans Scheme）

生産性向上又は負債の整理を目的とする短期の低利融資である。各州が、①融資を必要としていることと返済能力があることを証明でき、②十分な担保を提供でき、③負債返済に支障を生じている状況にあるが長期的には商業的に存立可能と考えられる、という要件を満たす農場事業に対して 1 戸当たり上限 65 万豪ドルの低利融資を行う場合に、連邦政府が必要な補助を供与する。各州ごとの農業部門の必要に応じて設定されるため、融資の種類・条件・金額・目的の細部は、州により異なる。低減金利が適用されるのは融資開始後の 5 年間だけであり、借り入れ後 5 年が過ぎた時点で、債務残額を一括返済するか債務残額を別の商業融資に切り替えるか選択する。利率は 6 ヶ月ごとに見直される変動金利である（2016 年 2 月 1 日現在で、3.55%）。連邦政府は、2013-14 年度から 2 年間で 420 百万豪ドルまでの低利融資枠を用意したが、2015 年 6 月 30 日で、新規の受付を終了した。

(vi) 農場リスク管理プログラム (Managing Farm Risk Programme)

農場（総販売額 200 万豪ドル以下）が、干ばつその他の生産や市場のリスクを管理するために新たな保険を検討・準備する際、金融相談などに要した費用の半分を補助する（保険料を補助するのではない。補助上限は 2,500 豪ドル）。連邦政府が 4 年間で 20.2 百万豪ドルを提供する。補助金申請は、2019 年 5 月 15 日で締め切られる。

対象となる保険は、複数災害保険（multi-peril insurance）、降雨量その他の気象要素に基づく指数保険、及び、単数災害保険（火災保険、ヒョウ保険、霜保険など）に限られている。対象となる金融相談は、所要の営業免許等を有するなど適格な業者が行う、保険会社が要求する適格性評価の実施、農場の経営実績や生産実績の経年データの整理、農場全体のリスク評価の観点で行う保険の選択肢についての分析、である。

2) 干ばつ対策

オーストラリア政府は、干ばつ対策の見直しを行い、2014 年 7 月 1 日から新たな対策に移行したが、対策メニューは従来と同様である。従来は例外的な干ばつ事態が生じているとして指定された地域が対象であったが、この地域指定が廃止されたことが、以前の対策との基本的な違いである。

農業省は、農場家計手当、FMDs、地方会計相談サービスも、干ばつ対策の一環として掲げているが、これらは、干ばつ以外の場合であっても、要件を満たす農家を支援するものであり別項で説明しているので、以下では記述しない。

(i) 干ばつ関連低利融資制度 (Drought-related Concessional Loans Scheme)

通常の農場低利融資とは別で、干ばつ対応に的を絞った低利融資である。もともと、2014-15 年度末をもって終了する予定だったが、2015-16 年度も継続され、更に、一部の地域では 2016 年 10 月 30 日まで申込期間を延長する措置がとられた。

一般的な干ばつ低利融資制度 (Drought Concessional Loan Scheme) と、より深刻な干ばつに対応する干ばつ回復低利融資制度 (Drought Recovery Concessional Loans) がある。前者は、10 年から 20 年に 1 度という降雨量不足による干ばつで経営に影響を受けている農家で、干ばつへの通常の備えをしており、商業的農業に復帰する見通しのある者に対して、負債の借り換えや経営資金、干ばつからの回復や将来の干ばつに備えるための資金を融資するもので、融資上限額は 100 万豪ドル、金利は通常の農場低利融資に連動してそれよりも 0.5% 低く設定される (2016 年 2 月 1 日現在の利率は 3.05%)。低利利率が適用される期間は 5 年間である。

後者は、50 年から 100 年に 1 度という降雨量不足による干ばつに見舞われている農家の、作付又は家畜の再構築に必要な費用として融資される。農場当たりの融資上限額は 1 百万豪ドルで低利の期間は 10 年間である (2016 年 2 月 1 日現在の利率は 2.71%)。

なお、干ばつ低利融資、干ばつ回復低利融資、農場低利融資の 3 つを重複して借りること

は可能であり、その場合、全体で、2 百万豪ドルが融資限度額となる。

(ii) 干ばつ地区振興施策 (Drought Communities Programme)

農業競争力白書に盛り込まれた、35 百万豪ドルの措置。干ばつの影響を受けている地方でインフラ・プロジェクトを行い、地方の雇用機会の拡大と地方に「お金を落とす」ことを狙うもの。なお、担当は、インフラ・地域開発省である。

(iii) 社会支援の強化 (Enhanced social support)

個人、家族に対する各種のメンタル相談や支援、コミュニティのメンタルヘルス活動への助言・支援など。担当は、社会施策省 (Department of Social Services)、人的施策省 (Department of Human Services) である。

(iv) 害獣・雑草管理 (Pest and weed management)

干ばつの影響を受けている地域において、害獣・害虫や雑草によって牧草地・放牧地に生じる被害等を軽減するために、農民と協力して害虫・害獣・雑草の管理活動 (野犬や野豚の捕獲や雑草駆除など) を行う地域の組織に対して活動経費を補助する。

3) 緊急乳業対策 (Dairy Support Package)

2016 年 5 月、大手乳業会社 2 社 (Murray Goulburn Co-operative Co. Ltd 及び Fonterra Australia Ltd) が、農場からの牛乳買入れ価格を引き下げたことによって影響を受ける、酪農場に対する支援措置として発表されたものであり、以下のような事項から成る。

(i) 酪農回復低利融資 (Dairy Recovery Concessional Loans)

影響を受ける酪農場への低利融資を行う。州によって条件等が異なるが、ヴィクトリア州の例では、低利融資期間は最長で 10 年間、金利は変動方式で当初は 2.71%、農場当たりの融資上限額は 1 万豪ドル、2016 年内の募集期間中の融資枠は 3,000 万豪ドルとなっている。

(ii) 地方会計相談サービスの相談員の追加

(iii) 農場家計手当の審査を迅速処理するために審査担当官を追加配置

(iv) 酪農業連絡官を新設

農家と、農場家計手当の審査官、地方会計相談サービスの相談員、州政府、連邦政府などとの間の情報の流れの円滑化を任務とする連絡官であり、人的施策省が設置する。

(v) 移動サービスセンター (Mobile Service Centres) の経路の見直し

同センターは、地方を巡回しながら政府の各種支援サービスの情報提供やアクセス仲介などを行うものである。人的施策省が、影響を受ける酪農家にとって必要性が高い時期

に合うようにその巡回経路を見直す。

4) その他の支援

(i) 未来炭素農業プログラム (Carbon Farming Future Program)

普及・教育等への支援であり、農家が民間の教育・訓練サービスを受講する際の費用の一部を補助する。普及・教育等への支援は従来から継続しているが、現在の未来炭素農業プログラム（2011 年 7 月～2017 年 6 月の 6 年間）では、温室効果ガス排出削減の技術や情報の普及を重視することとされている。以下のメニューが掲げられている。

- ① 研究補填 (Filling the Research Gap) : 温室効果ガス排出量の削減のための技術、経営手法などに関する研究への補助。
- ② 現地行動 (Action on the Ground) : 温室効果ガス排出削減の技術、経営手法の実証試験や現場での試行を行う農家や土地管理者を支援。
- ③ 普及・教育 (Extension & Outreach) : 温室効果ガス排出削減を行う農家、土地管理者等による普及・教育サービスの利用を支援。

(ii) 低炭素農業イニシアチブ (Carbon Farming Initiative)

気候変動対策として設けられたもので、温室効果ガスを削減する方策の一環として、排出削減を行うプロジェクト等に対して、排出削減基金 (ERF) から支払いが行われる仕組みである。農業そのものを直接補助するわけではないが、対象となるプロジェクト等の類型には、耕地での炭素貯留や家畜の出すメタンの削減など農場や農業に関連するものが多い。

(iii) 若手研究者の表彰 (Science and Innovation Awards for Young People in Agriculture)

若手の科学者、農業者による科学的ないし技術革新的なプロジェクトから選考して表彰し、その後 1 年間のプロジェクトの費用の一部を補助する。

(iv) その他の補助等 (Other grants and funding opportunities)

① 災害対策 (The Australian Government Disaster Assist)

干ばつ対策を除く自然災害の救済・復旧策であり、2 つに大別される。

まず、自然災害救済・復旧枠組み (Natural Disaster Relief and Recovery Arrangements (NDRRA)) は、災害時の救援や復旧の事業を州政府が行う場合でその災害対策費が 24 万豪ドル以上となる場合に、その一部（最大で 75%まで）を連邦政府が負担する。復旧と言っても応急的な救済のためのものであって、損失を補償したり被災前の生活再建を行うものではない。州政府の災害対策の内容は、緊急の食料・避難所提供、住宅応急修理、主要公共施設の復旧、小規模事業者への低利融資や輸送費補助、などである。

第 2 の類型は、被災者個人の生活扶助を目的として、生活保護的な手当を給付するもの

である。その対象となる災害が指定され、申請に応じて、人的施策省が支払う。災害の直接の結果として所得が減少した場合、当該所得減少が生じる日から 13 週間又は災害以前の所得を回復するまでの間のいずれか短い期間、定期的に支払われるものと、所得にかかわらず 1 回限り支給されるものがある。

② 国土ケア (Caring for our Country)

国土ケア・プログラムは、2008 年から開始された、持続可能な環境、持続可能な農業を目的とする事業である。地域グループ・組織・農業主体・漁業主体等が行う、環境を持続的に管理するための活動に、補助金を供与する。持続可能な環境を目指す部分は、環境省が、持続可能な農業を目指す部分は、農業省が管理する。

4. 価格・所得政策

(1) 農場経営預金制度 (FMDs)

1) 概要

先述したように、FMDs は、所得の変動を平準化することを可能とする税制特別措置である。法制としては、Income Tax Assessment Act 1997 (第 393 条) 等に基づき、1999 年に導入された。オーストラリアの所得税は、所得額が大きいほど税率が高くなる累進課税であり、個人の所得税 (income tax) の税率は以下の通りである (2014-15 年度, 2015-16 年度)。(オーストラリア税務局ホームページ(2016a))

課税対象所得額	税金
0~18,200 豪ドル	ゼロ
18,201~37,000 豪ドル	18,200 豪ドルを超える 1 ドルごとに 19 セント
37,001~80,000 豪ドル	3,572 豪ドル+37,000 豪ドルを超える 1 ドルごとに 19 セント
80,001~180,000 豪ドル	17,547 豪ドル+80,000 豪ドルを超える 1 ドルごとに 37 セント
180,001 豪ドル~	54,547 豪ドル+180,000 豪ドルを超える 1 ドルごとに 45 セント

農場経営預金 (FMD) 口座への預金額が当該年の所得から控除され、口座からの引出額が引出した年の所得に算入されるところ、豊作等で所得額の大きい年に FMD 口座に預け入れることにより、累進税率のゆえに、農家は所得税額を減らすことが出来る。政府が農家に支給する直接支払ではないが、FMDs が無い場合に比べて政府の税収は少なくなるところ、この税収減少分を政府からの補助額ととらえ、「収入保険及び収入保証に係る施策」のカテゴリーに区分して、WTO への補助金通報を行っている。FMDs による補助は、WTO 通報されている補助金総額の約 1 割を占める (2013-14 年度の通報の緑の補助金約 14.47 億豪ドルのうち、FMDs が 1.45 億豪ドル) (WTO (2016))。通報されている他の補助金は、試験・研究・普及・教育等の一般的役務、環境施策、災害支援であり、農家への所得支持と位

置つけられる農場家計手当の実態は先述したように生活保護給付であることから、FMDsは、現在の農業政策のなかでは唯一の所得政策と言えるだろう。

2) FMDs の要件と制度の拡充

(i) FMDs の要件

後述するように FMDs は累次の改革が行われ、その要件も変更されてきているが、ここでは、関係部局の資料から、2016 年 7 月 1 日の改革後の要件を述べる（オーストラリア農業省ホームページ(2016b)及び（オーストラリア税務局ホームページ(2016b)）。

- i) FMD 口座を作ることができるのは、第一次産業者たる個人であって非第一次産業生産の所得が 100 千豪ドル未満の者である。

非第一次産業生産の所得が 100 千豪ドル未満という条件は、口座を作る年度に満たしているだけでなく、後年度に追加の預け入れをする際にも満たしている必要がある。そうでないと、当該追加預け入れ分についての所得からの控除を申告することが出来ない。

第一次産業に従事していない家族が 100 千豪ドル以上の収入を得ていても当該第一次産業者の適格性は失われない。夫婦と一緒に農場を経営している場合、その各自が FMD 口座を持つことが出来る。

連続する 120 日以上期間にわたって第一次産業の生産活動を行わない場合は、適格性を失い、その時点で FMD 口座の預金は返金されて所得税が計算されることとなる。預金者が死亡したとき、破産したときも同様である。

会社形態には適格性が無い。「トラスト」形態の共同事業ではそれを構成する個人が FMD 口座を作ることには出来るが、トラスト自体には適格性が無い。

- ii) FMD 口座は、1959 年銀行法の許可を受けた預金受け入れ機関に開設し、その預金限度額は 800 千豪ドル以下とする。

許可を受けた預金受け入れ機関とは通常の銀行等であり、2016 年 5 月 18 日現在で約 150 行が該当する。預金の類型は指定されているものではなく、固定利子、変動利子の口座も、定期預金もあり得る。

- iii) 最小限預入額 1,000 豪ドル、最小限引き出し額 1,000 豪ドルとする。

- iv) 預金が 12 ヶ月以上、預け入れられていること。

1 年未満で引き出すと所得控除の特典が失われるということである。FMD 口座を、ある金融機関から別の金融機関に電子的に移管する場合は、引き出しとはみなされないため、控除の特典は失われない。

ただし、当該農業者がカテゴリーC（特に重大な災害として被災地域の州が要請しこれを連邦政府が認定すると発動される）の災害に対する回復支援 NDRRA を受けている場合は、当該支援金を受ける前に FMD 口座に預け入れを行っており、当該支援金を受給した後で FMD 口座から引き出すのであれば、12 ヶ月以内であっても引

き出すことが出来る。あるいは 6 ヶ月以上連続で降水量不足（記録に残るなかで雨の少ない方から数えて 5%以内に該当する水準。これを判定するツールがオンラインで提供される）の影響を被っている場合には、6 ヶ月以上経過すると引き出すことが可能である。

（ii）制度の拡充

FMDs は時とともに拡大してきている。1999 年の開始当時は、FMD 口座の限度額は 300 千豪ドル、非第一次産業所得の上限は 50 千豪ドルであった。2006 年には、口座の限度額が 400 千豪ドルに、非第一次産業所得の上限が 65 千豪ドルに増額された。2014 年には、非第一次産業所得の上限が 100 千豪ドルに、2016 年には口座の限度額が 800 千豪ドルに、それぞれ増額された。

	FMD 口座預入上限額	非第一次産業所得の上限額
1999 年 7 月	300,000 豪ドル	50,000 豪ドル
2006 年 7 月	400,000 豪ドル	65,000 豪ドル
2014 年 7 月	400,000 豪ドル	100,000 豪ドル
2016 年 7 月	800,000 豪ドル	100,000 豪ドル

更に、2016 年 7 月から、借入金と FMD 口座とが同じ金融機関にある場合には、第一次産業の事業での借入金の利子を相殺するために、FMD 口座の預金を使うことができることとされた。相殺を行う場合の手続き等は法定の条件の範囲内で当該金融機関が定める。従来はこのような取り決めをすることは禁止されていたところであり、この改正は、限度額の 800 千豪ドルへの増額と並んで、2015 年 7 月の農業競争力白書に盛り込まれた事項を実施に移したものである。

なお、FMD 口座を別の借入金の抵当として用いることや、他人に FMD 口座の権利を移転することは、認められない。

3) 制度の実施状況

農場の経営状況調査によると、広面積農業 (broadacre) 及び酪農の農場所得額 (farm cash income。現金収入から現金支出を除いたもの) は、全国平均で、穀物農場が 314 千豪ドル、穀物と羊・肉牛の複合が 160 千豪ドル、肉牛が 96 千豪ドル、羊・肉牛の複合が 134 千豪ドル、羊が 152 千豪ドル、酪農が 156 千豪ドル、である。州によって違いがあり、最大は北部特別地域の肉牛農場の 768 千豪ドルだが、これはインドネシア向けの生体牛輸出が急拡大しており価格も高騰していることが寄与している。それに次ぐのは西オーストラリア州の穀物の 567 千豪ドルで、逆に最小はニューサウスウェールズ州の肉牛 67 千豪ドルである。穀物農場の所得は概して畜産に比べて高いのだが、特に近年は小麦等の単収が平年を上回っていることもあって、差が開いている (ABARES (2016)。2014-15 年度の推定値。年度末は 2015 年 6 月 30 日) (第 3 表)。

これに対して 2015 年 6 月末時点の FMD 口座の残高を見ると、全国平均で、穀物農場が

115 千豪ドル、穀物と羊・肉牛の複合が 103 千豪ドル、肉牛が 80 千豪ドル、羊・肉牛の複合が 72 千豪ドル、羊が 73 千豪ドル、酪農が 85 千豪ドル、である（第 4 表）。

FMD 口座の平均残高は 100 千豪ドル前後にすぎないが、FMD 口座の預入上限額は 2016 年 7 月に、400 豪ドルから 800 千豪ドルに引き上げられた。穀物や野菜では、上位 1 割の農場の平均所得は 1,000 千豪ドルを超えており、そうした所得規模の大きな農場にとっては、この上限額拡大は、所得変動を平準化するために有用であろう。農場 1 戸当たりに農業者が 2 人いれば、農場としての FMD 口座の上限額は 1,600 千豪ドルとなる。

第 3 表 農場の所得額（farm cash income。2014-15 年度の推計値）

(豪ドル)								
農場の業態	NSW	Vic	Qld	SA	WA	TAS	NT	全国
穀物	272,880	179,760	191,600	276,290	567,480	—	—	314,320
穀物と羊・肉牛	167,030	95,260	131,530	198,840	230,960	136,100	—	159,790
肉牛	66,950	57,980	113,200	97,530	184,410	103,510	767,580	95,850
羊・肉牛	112,160	111,910	89,510	197,710	97,640	188,340	—	121,240
羊	98,000	98,400	—	103,750	111,610	111,330	—	134,560
上記5業態の全体	131,630	96,600	121,650	199,302	300,110	128,460	767,580	151,820
酪農	179,660	152,130	91,810	133,500	234,940	221,810	—	156,270

出典: ABARES (2016), Australian farm survey results 2013-14 to 2015-16.

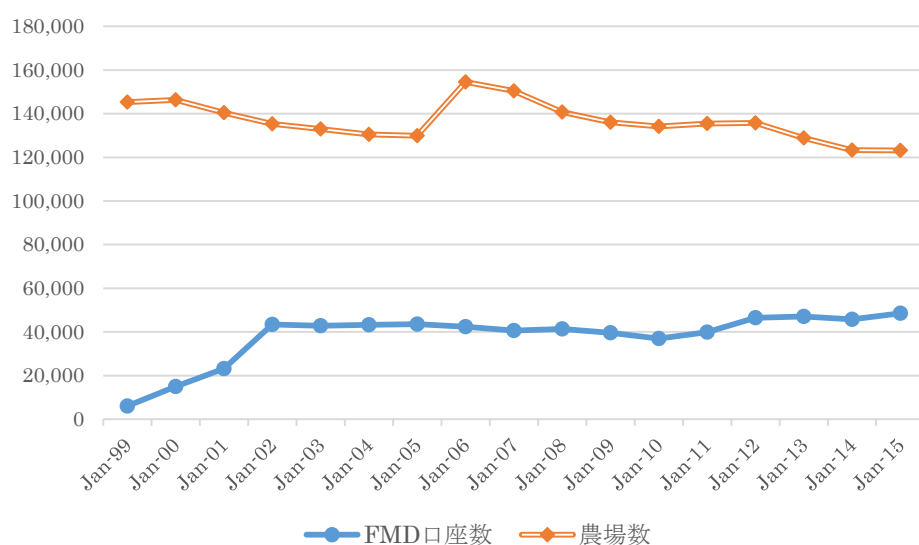
注. NSW: ニューサウスウェールズ州, Vic: ヴィクトリア州, Qld: クイーンズランド州, SA: 南オーストラリア州, WA: 西オーストラリア州, TAS: タスマニア州, NT: 北部特別地域.

第 4 表 農場当たりの FMD 口座の平均残額（2015 年 6 月末時点）

(千豪ドル)								
業種	NSW	Vic	Qld	SA	WA	TAS	NT他	全国
穀物	102.9	89.0	106.1	113.5	165.5	58.4		115.3
穀物と羊・肉牛	90.4	87.0	85.9	101.5	153.1	82.5	223.6	102.6
肉牛	68.0	59.4	99.5	85.8	87.4	71.1	85.5	80.1
羊・肉牛	68.1	64.5	77.7	92.0	80.5	57.1	46.3	72.2
羊	69.5	70.5	85.6	68.9	99.5	85.0	34.2	73.3
酪農	78.3	85.7	71.4	96.3	115.6	93.8		85.0
州等の平均	84.1	81.7	96.9	99.3	143.8	78.1	116.8	94.9

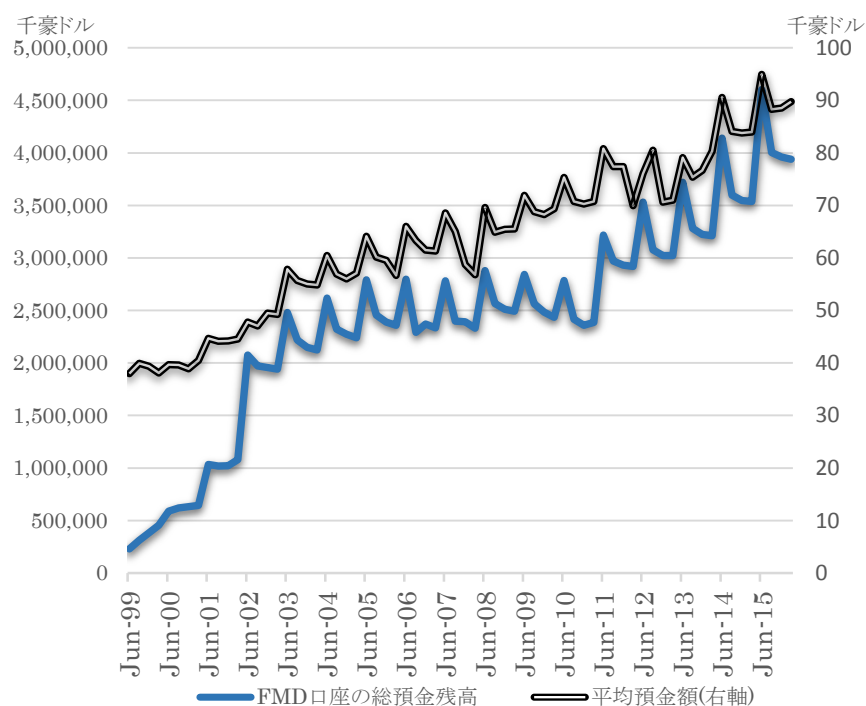
出典: 農業省ホームページ(2016b).

注. NSW: ニューサウスウェールズ州, Vic: ヴィクトリア州, Qld: クイーンズランド州, SA: 南オーストラリア州, WA: 西オーストラリア州, TAS: タスマニア州, NT他: 北部特別地域及び首都特別地域.



第1図 農場数とFMD口座数

出典：農業省ホームページ（2016b）.



第2図 FMD口座の残高の推移

出典：農業省ホームページ（2016b）.

農場数とFMD口座数との推移を示すのが第1図である。口座数は、制度開始後急拡大し、その後横ばいとなっているものの、口座当たりの平均預金額は増加しており、総預金残高も増えている（第2図）。農場数が徐々に減ってきているので、農場数に対するFMD口座数の割合は上昇し2015年6月末時点では4割近くとなっている。ただし、1農場にFMDs

の適格者が2人以上いる場合もあるので、FMD口座を利用している農場の割合は4割よりも小さいはずである。

4) FMDs の効果と評価

(i) 効果

FMDsは、政府から農家に支給するのではなく所得税減税の形態による所得政策であり、これを利用するか否かは農家の判断にかかっている、利用する場合でも預金額その他の農家の運用の仕方によって減税金額は違ってくる。

最新のWTO通報である2013-14年度分ではFMDsによる補助金額は145百万豪ドルとされており、同年度末のFMD口座の残高は4,139百万豪ドルである。農業所得は、13,053百万豪ドルである⁽²⁾。1999-2000年度から2013-14年度の15年間の平均で見ると、WTO通報額は122百万豪ドル、FMD口座の残高は2,685百万豪ドル、農業所得が7,841百万豪ドルであり、所得全体の1.6%程度の額を減税したことになる（第5表）。

第5表 FMD口座の残高、農業所得等の推移

(百万豪ドル)			
年度	FMD口座の残高 (年度末)	WTO通報の FMDs補助額	農業所得
1999-00	590	20	3,713
2000-01	1,033	20	6,245
2001-02	2,074	50	10,857
2002-03	2,480	410	5,128
2003-04	2,619	250	8,094
2004-05	2,792	95	7,650
2005-06	2,797	110	7,747
2006-07	2,782	75	3,752
2007-08	2,879	85	5,116
2008-09	2,843	100	7,273
2009-10	2,784	65	7,147
2010-11	3,216	30	9,755
2011-12	3,532	230	11,011
2012-13	3,721	150	12,432
2013-14	4,139	145	11,698
平均	2,685	122	7,841

出典:農業所得は、オーストラリア統計局(ABS),国民経済計算(5204)。

FMD口座の残高は農業省(2016b), 通報額はWTO通報資料各年。

減税の効果を端的に示すものとして、架空の例による試算を示そう。想定するのは、農場所得が極端に変動し、180,000豪ドルと-120,000豪ドルとを10年間、交互に繰り返す事例である。

この例で、FMDsを利用しないとすると、奇数年度（所得180,000豪ドル）には所得税

54,547 豪ドルを払い、偶数年度（所得・120,000 豪ドル）には所得税がかからない。10 年間の所得税額累計は 272,735 豪ドルである。

FMDs を利用してなるべく所得税額を少なくすることを目指す場合には、奇数年度には FMD 口座に 161,800 豪ドルを預金して課税対象所得を非課税限度の 18,200 豪ドルとして、所得税額をゼロとする。偶数年度には FMD 口座から 138,200 豪ドルを引き出すが、当該年の本来の農業所得が 120,000 豪ドルのため、課税対象所得は 18,200 豪ドルとなり、所得税額はゼロとなる。10 年間の所得税額はゼロである。

10 年間の所得累計額が 30 万豪ドルのこの例で、FMDs を利用しなければ 27 万豪ドルを超える所得税を払うのに対して、FMDs を使えば所得税の支払いはゼロとなる。

想定例は極端過ぎるかもしれないが、干ばつが頻発し豊凶の変動が激しいオーストラリアにおいては、FMDs は、効果的な「節税」の手段となり得る。もちろん、実際には、各年度の農場所得は、豊凶に加えて生産物の価格にも左右されるので予想し難く、FMD 口座には上限額があり、引き出す前に 12 ヶ月以上預入期間が必要（早期の支払いが必要な事情に迫られて 11 ヶ月目で引き出せば、免税の特典を失い、前年度の所得税を遡って支払わねばならない）などの条件が付くこともあるため、その財務管理の能力と「運」の要素とに左右されて、農場によって節税実績にかなり差が生じると考えられる。

なお、上記例で FMDs を利用する場合、FMD 口座の残高は、10 年目末で 118,000 豪ドルとなり、24 年目には 400,000 豪ドルに達して、2016 年 6 月までの FMD 口座の限度額のもとでは、所得税を払わなければならない。同年 7 月以後の限度額増額には、この所得税支払い開始を更に先延ばしする効果がある。

（ii） 評価

2006 年にオーストラリア農業省が行ったレビュー（オーストラリア農業省(2006)）では、FMDs は広く利用されており、利用農家から好評価を受けていて、収入変動に対するリスク管理の手段として有用、としている。また、同レビューでは、FMDs をトラストや第一次産業以外の地方産業に拡大することは不適切と指摘しており、この考え方は今日まで変わっていないようである。

また、全国地方問題助言協議会の 2012 年の報告書（NRAC(2012)）は、65 歳を超える農業者は、若い農業者に比べて、所得が減少した年に FMD 口座からの引き出しをあまり行わない傾向がうかがわれること、45 才未満の自己所有経営者の農場においては、FMD 口座からの引き出しを、新規機械購入など資本投資に充てる割合が平均の 2 倍以上であることなどを指摘している。

（2） コメの国家貿易

1) オーストラリアのコメ産業

オーストラリアのコメ生産は、ニューサウスウェールズ州南部がその中心である。コメ

の生産は、誰でも出来るわけではなく、作付けは水の漏出が無い粘土質土壌であることなどの条件を満たして承認された土地でのみ認められ、一定の灌漑用水管理や環境基準を遵守すること、コメの栽培は各農場の面積のおおむね 3 分の 1 を上限とすることといった条件が課される。作付品種は、中粒種が主体である。

同地域でのコメ生産は、全部が灌漑によって行われており、単収は安定している。生産量も概して安定しているのだが、灌漑用水が不足するほどの厳しい干ばつがあると、作付面積が減少して生産量も落ち込むこととなる（第 6 表、第 3 図）（Rice Growers' Association (2016)）。

第 6 表 ニューサウスウェールズ州におけるコメの生産状況

	コメ農家数	生産量(トン)	収穫面積 (ヘクタール)	単収 (トン/ヘクタール)
1992	2,144	1,094,347	123,141	8.89
1993	2,132	943,961	122,902	7.68
1994	2,277	1,082,175	132,656	8.16
1995	2,291	1,133,889	129,236	8.77
1996	2,392	951,248	149,719	6.35
1997	2,494	1,380,794	165,701	8.33
1998	2,296	1,321,899	140,190	9.43
1999	2,342	1,381,823	150,825	9.16
2000	2,129	1,088,765	131,843	8.26
2001	2,499	1,744,066	184,231	9.47
2002	2,261	1,241,710	147,268	8.43
2003	817	390,079	38,356	10.17
2004	1,564	528,984	64,735	8.17
2005	1,004	304,866	45,200	6.74
2006	1,753	1,037,557	104,517	9.93
2007	371	166,707	16,787	9.93
2008	38	19,297	2,160	8.93
2009	203	65,232	7,976	8.18
2010	414	205,678	18,920	10.87
2011	1,374	797,096	83,534	9.54
2012	1,545	956,971	102,919	9.30
2013	1,631	1,158,340	112,910	10.26
2014	1,297	826,066	78,607	10.51
2015	1,105	685,209	66,134	10.36

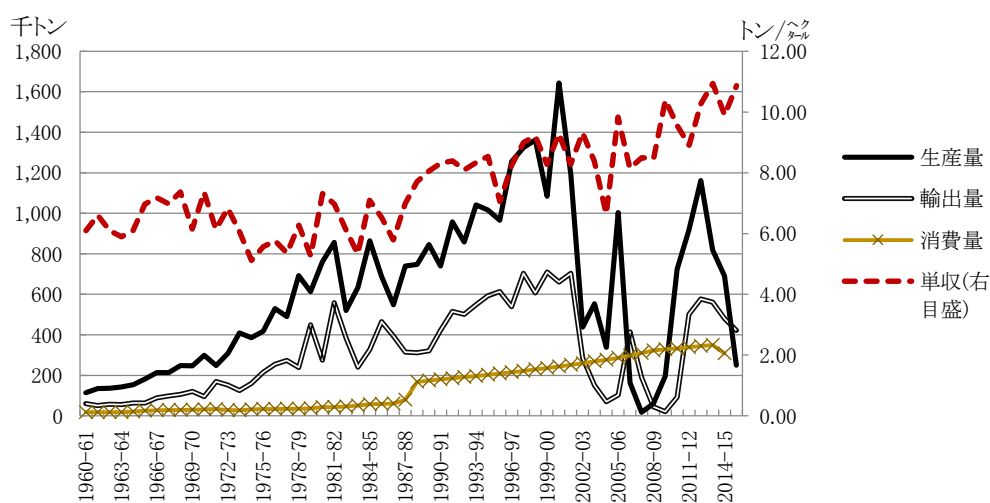
出典:RMBホームページ(<http://www.rmbnsw.org.au/statistical-summary>)等。
2015年は、Annual Report (for the year ended 30 June 2015)により補足。

コメ販売ボード（RMB）による同州の生産量、農家戸数等の統計資料によると、2014 年の収穫面積は 78, 607 ヘクタール、生産量は 826 千トン、単収は 10.51 トン/ヘクタールであり、生産農家戸数は 1,297 である。連邦政府の統計とコメ販売ボードの数値とは、生産量に関しては、ほぼ整合するが、コメ農家戸数は大きく食い違う。連邦政府統計局によれば、2014-15 年度の農家数はニューサウスウェールズ州で 558 戸（オーストラリア全体では 566 戸。ABS (2016)）であり、コメ販売ボードの資料の半分以下の数である。統計局の数値は、実際のコメ生産農家の数を数えたものではなく、推計値であるので、コメ販売ボードの数値

の方が信頼性が高いと思われる。

コメの大部分はサンライス社に出荷され、そのブランドで販売される。国内需要も増えてきてはいるが、もともと輸出品として生産されており、干ばつに見舞われない年には生産量の 7～8 割が輸出される（第 3 図）。後述のように、コメはサンライス社が輸出独占しており、輸出に関する統計データはそのまま 1 企業のデータとなるので、企業の個別情報として非公開とされている。サンライス社の説明資料によると、輸出は、中東、北米、アジアを含む 60 カ国に対して行っており（日本、韓国、香港などアジア、太平洋沿岸、中東、北米、欧州）、世界の輸出シェアの 2%、中粒種に限れば 25%を占める。

オーストラリアのコメ産業は生産補助金も輸出補助金も受けていない。



第 3 図 オーストラリアのコメの需給

出典：ABARES, Agrucultural Commodity Statistics 2015.

2) コメの輸出独占⁽³⁾

コメ産業に関係する主要組織としては、コメ販売ボード(RMB)、サンライス社(SunRice)、コメ生産者協会(Rice Growers' Association)の3つがある。このうち、コメ生産者協会は、コメ農家の団体であり、農業者の全国組織である全国農業者連盟(NFF)のメンバーとなっている。

コメの輸出独占にかかわるのが、コメ販売ボードとサンライス社である。ニューサウスウェールズ州の Marketing of Primary Products Act of 1983 に基づき、同州で生産された輸出用のコメはコメ販売ボードが処分権限を持っており、生産者は収穫から 7 日以内に輸出用のコメをコメ販売ボードに納入しなければならない。コメ販売ボードは、生産者のためにそのコメを輸出し、プール計算を行って生産者に分配する。実際の集荷や販売は、サンライス社が唯一の代理業者として行っており、輸出独占となっている。サンライス社は、株式会社であり、主にコメ生産農家が株主となっている。コメ販売ボードのメンバー7人、サンラ

イス社の取締役 10 人のうち、3 名は重複している。輸出独占の対象はニューサウスウェールズ州産のコメであるが、コメ生産の 99%は同州に集中しているので、オーストラリア産のコメは輸出独占のもとにあると言ってよいであろう。

なお、国内市場向けのコメについては、コメ販売ボードから申請業者に対して認定買入業者免許（authorised buyer licences）が付与され、輸出を禁じるという条件付きで、この認定買入業者が購入することが可能である。2016 年 7 月 20 日現在、この認定買入業者は、サンライス社を含めて 10 社である。

3）輸出独占の経緯と今後の見通し

（i）経緯

コメ販売ボードは、Marketing of Primary Products Act of 1927 に基づき 1928 年に設立され、その後、根拠法が Marketing of Primary Products Act of 1983 に替わった。

従来、コメ販売ボードは、国内流通分についても権限を持ち、州内産のコメはすべて一旦コメ販売ボードに納入することが求められた。1995 年に開始された全国競争政策は、あらゆる規制措置を対象として、原則それらを撤廃する方針で展開され、2005 年の期間末までには、コメ販売ボードに類似した農産物の販売独占の仕組みの多くが解体された。

そのなかで、コメの販売独占についても見直し検討が行われたが、1995 年に州政府と業界のもとで行った検討は、同規制は、輸出独占による、規模の利益、市場プレミアム、海上輸送費の有利性を通じて、規制コストを上回る経済利益をオーストラリア全体にもたらしっていると結論づけた。そして、コメ販売ボードとサンライス社の相互の独立性を高めることやサンライス社から生産者への価格情報の提供をきめ細かく行うことなどを求めつつ、輸出独占の仕組みを維持することを勧告した。国内市場については規制緩和をすべきとされた。しかし、州政府は、コメ販売ボードの権限を国内市場も含めて 2004 年 6 月 30 日まで延長し（その後 2009 年 1 月まで再延長）、その後、全国競争政策を所管する全国競争協議会から、国内販売の独占を廃止するよう繰り返し指摘を受けてきた。

2005 年 4 月に、州政府による新たな見直し検討の結果が出たが、そこでは、輸出独占、国内販売の独占ともに維持することを勧告していた。このような州政府の姿勢に対して、全国競争協議会は、輸出独占の利益について疑問を呈し、国内販売の独占については直ちに廃止すべきことを求め、全国競争政策の推進のために連邦から州政府に給付する補助金の一部を停止するなどの圧力をかけた。

ついに州政府は、2005 年 10 月、国内市場を規制緩和することに同意し、認定買入業者（authorised buyer）制度を 2006 年に導入することとなった。同州産のコメを、国内販売に向ける場合には、そのコメを輸出に回さないという条件のもとで、コメ販売ボード以外の認定買入業者にも購入を認めるとするものである。認定買入業者になろうとする者は、コメ販売ボードに申請して免許を受ける必要があるが、免許は、一定の条件を満たしていれば、自動的に付与される（業者は、手数料・免許料を負担する）。

(ii) 輸出独占を正当化する理由

全国競争政策は、規制は原則として撤廃する、例外は、規制によってオーストラリア経済全体にもたらされる利益がそのコストを上回る場合のみ、という方針を掲げた。したがって、コメの輸出独占を維持するには、関係業界等がこれを証明する必要があった。業界は、以下のように、コメが海外市場でより高く売れること、独占の立場で経費を抑制できること、からオーストラリア経済にとって純益となっている、と主張した。

- ① 輸出市場価格プレミアム：輸出独占の立場を使い、買い手と安定・継続的な関係を築くことが可能となり、それにより価格を上乗せすることができること、輸出市場に応じて価格を変えて利益を最大にするように出荷時期・品質・包装などを管理・調整できること、国内同業他社との値下げ競争を避けられること、などにより、海外の市場で高い値段で販売できる。
- ② 輸送費の有利性：輸出独占の立場を使うことで近い市場を確保できることなどから、輸送費が安くなる。

以上の要素により、2005年のニューサウスウェールズ州の見直し報告は、コメの輸出独占はオーストラリア経済にとって45百万豪ドルの利益になるとし、2012年の見直し（後述）にサンライズ社が提出した資料では、2011-12年度は価格プレミアムによる利益が40.3百万豪ドルであったとしている。

また、このほかに、輸出独占による規模の経済により国内での管理・加工等の経費が安くなる効果や、業界が結集することで協調した研究開発が行われ、新品種を開発して競争力を強化している、という要素も指摘されているが、金額での評価はなされていない。

(iii) その後の動き

その後、ニューサウスウェールズ州は、認定買入業者制度の継続や、コメ販売ボードの権限の定期的延長などに際して、見直し検討を行っている。2010年の検討においては、認定買入業者免許の運営経費の負担のあり方を見直すべきとの勧告を行う一方で、改めて、輸出独占による利益は、コストよりも遙かに大きいと認定している。生産者は、輸出独占を支持しており、同年のコメ生産者協会の年次大会で、現行の枠組みを支持する決議を行った。検討のなかで実施されたコメ生産者に対するアンケート調査においても、輸出独占については9割以上が支持すると回答した。他方、国内流通に関しては、認定買入業者制度を81%が支持しているが、反対も11%あり、生産者の中にも更なる規制緩和を求める声がある。

2012年の見直し検討は、コメ販売ボードによる州内産コメの販売を管理する権限を延長することの可否について行われた。コメ販売ボードは、輸出独占の仕組みによって海外市場のプレミアムが確保されているとの主張を続け、価格プレミアムがあったとする資料を提出した。見直し報告は、価格プレミアムの存在を認め、輸出独占の仕組みを維持すべきことを勧告した。

このように、ニューサウスウェールズ州政府やコメの関係業界は輸出独占の仕組みを維持しようとしているが、連邦政府レベルでは立場が異なる。全国競争協議会は、州政府の見直し検討報告が認定した輸出市場でのプレミアムや輸送費の有利性による利益額は、もっぱら業界提出資料に依拠し、推定値を出す根拠も説明不足であること、計量経済モデルで分析したとすれば条件・設定次第で結果は大きく変わり得ること、輸出独占以外のブランドやサービスや品質などによる価格差が的確に考慮されていない可能性があるなど、算定根拠が不確かであるとして、コメの輸出独占がオーストラリア経済に利益をもたらしているという点に疑問を呈していた（NCC（2005））。

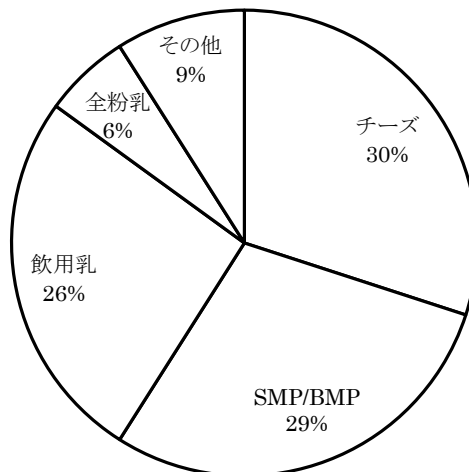
2015 年末から、2015 年の農業競争力白書で実施を謳った施策の一環として、生産性委員会が、農水産業の規制削減に向けての調査・検討を行った。過去の州政府の見直し検討報告が、輸出独占はオーストラリア経済に利益をもたらすと認定したことについて、上述のように当時の全国競争協議会が異論を唱えていたが、生産性委員会は、2016 年 7 月の報告原案で、全国競争協議会の指摘を踏襲し、価格プレミアムの存在の有無と程度を評価するのは困難であるとした上、仮にそれが実在することが証明されたとしても、シングルデスクを正当化する根拠として不十分であるとしている。すなわち、輸出独占を維持することにより生じるコストとしては、コメ販売ボードの運営経費だけでなく、競争や技術革新が抑制されることで失われる価値・機会を考慮する必要があると指摘していた（PC（2016a））。そして、同年 11 月 15 日付けで連邦政府に提出された最終報告書では、独自に行った試算により価格プレミアムの存在そのものを否定したうえで、ニューサウスウェールズ州政府はコメの輸出独占の仕組みを廃止すべきと勧告したのであった（PC（2016b））。

ところが、生産性委員会の最終報告書を連邦政府が公表したのは 2017 年 3 月 28 日のことであった。それに先立つ 2016 年 12 月下旬、ニューサウスウェールズ州政府は、2017 年 6 月末で期限切れとされていた州内産米の独占買入れ権限について、2022 年まで延長することを決定した。輸出独占を一方的に存続することを宣言した形である。オーストラリアで唯一生き残ってきた輸出独占を巡って、連邦政府の生産性委員会とニューサウスウェールズ州政府の攻防が今後いかに展開するか、その推移が注目される。

（３） 酪農の需給調整政策

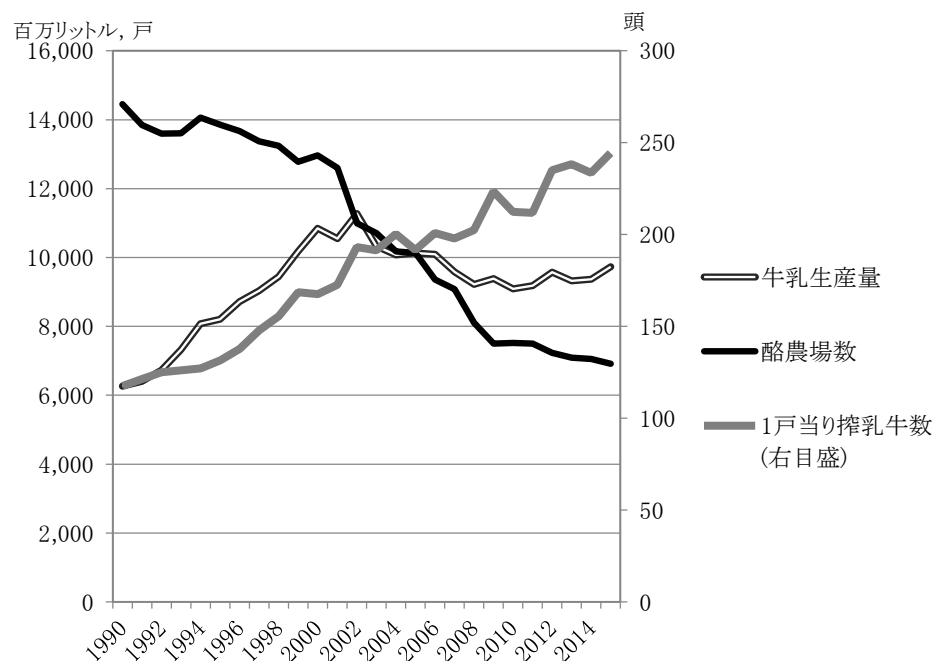
１）オーストラリアの酪農・乳業の概要

牛乳・乳製品は、オーストラリア農業の主要産品の一つである。2014-15 年度現在で、6,128 戸の酪農場があり、乳牛 174 万頭で、973 万キロリットルの生乳を生産。1 戸当たりの頭数は 284、1 頭当たりの生産量は年間 5,731 リットルである。生乳換算で、生産量のうち 34%が乳製品として中国、日本、シンガポール、インドネシア、マレーシアなどへ輸出され、輸出額は 28.8 億豪ドルで世界の乳製品貿易の 6%を占める（2014-15 年度）。



第4図 牛乳の仕向先（2015-16年度）

出典：Dairy Australia, Australian Dairy In Focus 2016.



第5図 酪農場数、牛乳生産量等の推移

出典：酪農場数は ABARES, Agsurf, 搾乳牛数は ABARES, Agricultural Commodity Statistics.

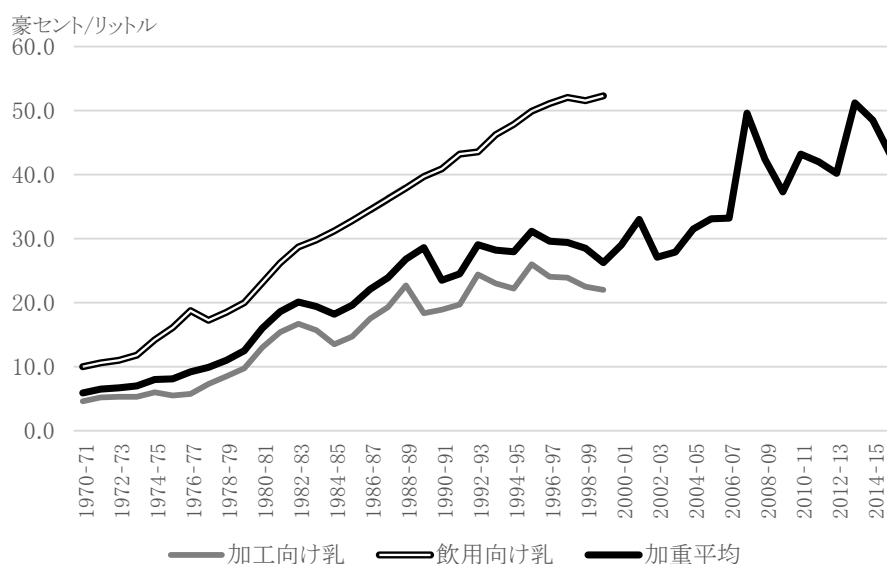
生乳の仕向先は飲用が4分の1、チーズ、粉乳（SMP/BMP）、バターなどの加工用が4分の3である（第4図）。

乳牛数は1960年頃に300万頭を超えていたのが、1980年頃には200万頭を下回るまで減少し、以後は、ほぼ160万頭と210万頭の間で増減している。対して酪農場数は1980年頃の3割以下となり、規模拡大が進んでいる（第5図）。

2) 現在の酪農政策

後述するように、2000年6月まで、飲用乳について供給数量割当（クォータ）や最低価格支持、加工原料乳について生産者に対する補填金支払い等が行われており、政府による介入、支援が少なくなかった。1980年代から、徐々に介入や補助の水準が引き下げられていたものの、基本的な枠組みは維持されてきたが、これらの措置は2000年7月をもって一挙に廃止された。

この急激な改革に対応して、乳価の低下などによる影響を緩和する目的で、酪農生産者に対して給付金を支払う補助制度が設けられ（酪農構造調整プログラム及び補足的酪農支援制度）、8年間にわたって実施されたが、当初の予定通り、2008年6月までで終了し、以後、補助はほとんど行われていない⁽⁴⁾。



第6図 牛乳の生産者価格

出典：ABARES, Agriculture Commodity Statistics 2015.

実際には、2000年央の規制撤廃後、乳価が暴落するようなことはなく、その後は国際市場や国内での干ばつによる減産なども背景としてであろうが、上昇基調で推移してきている。2016年になって、大手乳業会社複数が、原乳買い入れ価格を引き下げたことから、連邦政府が緊急対策として低利融資措置を打ち出した（3.（2）3）参照）。ただし、乳価低迷の状況下でも、かつてのような生産割当や価格保証を求める動きは出ていない。

なお、乳製品は、オーストラリアの関税率表のなかで唯一、関税割当（TRQ）が設けられている品目であるが（3.（1）参照）、TRQの対象であるチーズ5ラインの関税率は、枠内（11,500トン）0.096豪ドル/kg、枠外1.22豪ドル/kg（従価税換算10.2～27.1%）である。ただし、チーズ輸入先の過半を占めるニュージーランド、それに次ぐ米国とは、FTAを締結済みで関税が撤廃されているし、欧州から枠外で数千トンの輸入実績があり、枠外関税率は輸入を閉ざすほど高いものではない（WTO（2015））。

3) 過去の需給調整政策

(i) 政策の枠組み

上記の規制改革が行われる前は、政府による各種介入と支援が行われた。人為的に、乳製品製造用の加工向け乳と飲用向け乳との間で市場が分断されており、前者は連邦政府が、後者は州政府が補助・介入を行い、連邦政府は 1924 年、州政府は 1930 年代から支援を開始している。介入・支援の内容は時とともに変遷したが、ここでは、2000 年の規制全廃の直前まで行われていた制度について述べる⁽⁵⁾。

連邦政府による加工向け乳への補助は、直接補助金を支給するものだった。国内の生産乳に課徴金を課し、それを輸出入製品の量に応じて製造業者に分配するものであった。1980 年代以降は、Kerin プラン（1986 年～）及び Crean プラン（1992 年～）のもとで、補助水準の漸減が図られ、1986-87 年度、輸出価格平均の 40%程度であったものが 1992 年には 22%程度となっていた。1995 年には、この方式が輸出補助金に該当することを懸念して、酪農場に対して直接、その加工向け乳生産量に応じて（その加工品が輸出向けか国内向けかを問わず）分配する方式に変更された。また、Kerin プランのもとでは、輸出価格下支え制度があり、乳製品の輸出価格が基準価格（過去 7 年の輸出価格実績と当該年度の推定輸出価格の計 8 年分のデータから算出した長期傾向値）の 85%を下回ると、その下回った部分を補填する補助金があったが、1993-94 年度から廃止された。

州政府の政策は、直接補助金を出すのではなく、飲用向け乳の生産や流通・価格を規制することで、酪農場の所得確保等を行うものであった。飲用向け乳の価格は、市場で決まる加工向けに比べて、高い価格プレミアムが付いた。

(ii) 州の生産と政策の状況

基礎的食品である牛乳を周年で安定した価格で消費者に提供する必要性を理由として、飲用向け乳に対しては各州政府が強力に介入したが、生乳生産の実態は州によって異なり、それを反映して、政策にも明確な違いがあった。

飲用牛乳は品質保持期間が短く輸送にもコストがかかることなどから、どの州でもほぼ自給しているが、生乳生産量に対して人口が相対的に多いニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、西オーストラリア州では、飲用向け比率が高い。これに対して、ヴィクトリア州、タスマニア州は、加工用に仕向けられる生乳割合が極めて大きい。南オーストラリア州はその中間に位置づけられる（第 7 表）。

第7表 州別生乳生産量、飲用牛乳販売量及び飲用比率

(千キロリットル, %)

	NSW			Vic			Qld			SA			WA			Tas			全国		
	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率	生乳	飲用	比率
1979-80	907	531	59%	3,151	437	14%	506	249	49%	329	127	39%	222	119	54%	315	41	13%	5,430	1,504	28%
1989-90	879	582	66%	3,787	449	12%	629	316	50%	356	150	42%	267	164	61%	343	47	14%	6,262	1,730	28%
1999-00	1,395	597	43%	6,870	440	6%	848	383	45%	713	185	26%	412	190	46%	609	48	8%	10,847	1,933	18%
2005-06	1,197	660	55%	6,651	499	8%	597	444	74%	646	192	30%	377	216	57%	622	50	8%	10,089	2,061	20%
2006-07	1,105	692	63%	6,297	510	8%	534	474	89%	655	201	31%	349	226	65%	642	53	8%	9,583	2,156	22%
2007-08	1,049	682	65%	6,102	524	9%	485	486	100%	606	205	34%	319	237	74%	661	55	8%	9,223	2,188	24%
2008-09	1,065	696	65%	6,135	533	9%	512	495	97%	628	208	33%	340	241	71%	708	56	8%	9,388	2,229	24%
2009-10	1,099	709	65%	5,813	545	9%	530	499	94%	605	213	35%	359	247	69%	677	57	8%	9,084	2,269	25%
2010-11	1,087	716	66%	5,936	566	10%	487	502	103%	572	213	37%	372	262	70%	726	57	8%	9,180	2,316	25%
2011-12	1,135	722	64%	6,241	583	9%	487	531	109%	570	221	39%	349	273	78%	792	58	7%	9,574	2,388	25%
2012-13	1,136	719	63%	6,071	600	10%	460	562	122%	536	222	41%	349	280	80%	765	61	8%	9,317	2,445	26%
2013-14	1,104	710	64%	6,166	612	10%	437	583	133%	516	221	43%	340	279	82%	810	59	7%	9,372	2,464	26%
2014-15	1,160	714	62%	6,390	623	10%	411	582	142%	516	221	43%	364	284	78%	891	61	7%	9,732	2,485	26%
2015-16	1,165	731	63%	6,186	635	10%	405	583	144%	514	222	43%	387	285	74%	883	60	7%	9,539	2,516	26%

出典: 生乳生産量はABARES, Agriculture Commodity Statistics 2016.

飲用牛乳販売量はDairy Australia, Australian Dairy Industry in Focus 2016.

注: NSW: ニューサウスウェールズ州, Vic: ヴィクトリア州, Qld: クイーンズランド州, SA: 南オーストラリア州, WA: 西オーストラリア州, TAS: タスマニア州.

各州とも飲用牛乳販売は、それぞれの州の法定販売機関（SMA）が権限を有し、農場からの出荷や、卸売、小売など流通網の各段階で価格・取引を規制した。生乳生産には強い季節性等があるので、生産コストが上昇したり生産量の落ち込む時季（主に冬季）に供給を確保するため農業者にインセンティブを与えるために規制が必要と考えられた。価格や取引マージンは、州相互間で関連なく行政的に指定され年間に数度の見直しが行われるが、飲用向け乳の生産者価格は、加工向け乳価格（加工業者ごとに決められ乳製品の国際市況を反映して変動する）の約2倍だった。（第6図、第8表）。

飲用向けの割合が多い、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、西オーストラリア州では、供給数量割当（クオータ）が導入され、生産者に飲用向け乳の供給数量が指定された。この割当も、周年供給を確保するのが目的であり、割当を保有する農家でなければ高価格を保証された飲用向け乳の生産が出来ない一方で、割当枠を持つ農家は、一定の期間内（例えば4週間ごと）に指定された量の乳を納めることが義務づけられ、義務を果たせなければ翌年度の枠が削減される等の罰則があった。なお、割当数量を超えた分については加工向け乳の価格で販売することになる。他の3州が価格インセンティブだけを用いているのに比べこれら3州ではるかに強力な供給確保措置がとられるのは、これら3州では、生乳の大部分が飲用向けに使われており、オフシーズンの供給不足に陥るリスクが大きいためである。なお、供給数量割当は、もともとは個々の酪農の土地に付随し、土地と一体として移転しなければならなかったが、徐々に土地とは切り離して譲渡可能とされ、州の酪農産業当局が運営する取引所を通じて売買できるようになった。

第8表 通常牛乳の価格とマージン（1990年）

	NSW	Vic	Qld	WA	SA	Tas
価格（セント/リットル）						
Gross producer price	40.12	38.31	44.82	42.84	41.14	40.33
Price to processor	48.98	46.29	48.16	49.76	46.01	47.02
Price to who 最小	73.97	64.04		-		
最大	73.97	65.73	74.99	-	69.05	72.2
Price to shop 最小	81.75	76.69		-		83.5
最大	84.75	78.71	86.24	-	76.72	85.5
Retail price 最小	93.00	87.00	93.00	-	82.00	
最大	96.00	91.00	97.00	94.00	94.00	97.00
Home deliver 最小	96.00	-	93.00	-	82.00	97.00
最大	106.00	-	97.00	-	94.00	100.00
マージン（セント/リットル）						
Freight to processor	3.06	3.97	2.45	4.43	2.3	3.15
Factory testing and handling	1.85	1.58	-	2.38	-	1.69
Milk authority	3.95	2.43	0.89	2.54	0.53	1.85
South East Levy	-	-	-	-	2.04	-
Country freight	-	-	-	-	-	0.93
Processor margin 最小	24.99	17.75		-		
最大	24.99	19.44	26.83	-	23.04	24.25
Wholesale volume 最小	7.78	12.65		-		11.3
最大	10.78	12.98	11.25	-	7.67	13.3
Shop margin 最小	11.25	10.31	6.76	-	5.28	
最大	11.25	12.29	10.76	-	17.28	11.5
Home vendor 最小	22.03	-		-		
最大	32.03		22.01		24.95	24.8

出典:Industry Commission (1991).

注1) NSW等の略号の意味は第7表と同じ。

注2) Qldは南東地区のみ, SAは大都市部のみ。

それぞれ, WAは1990.8.5, Vic, SA, Tas,及びQldは1990.11.1, NSWは1991.1.11の時点。

飲用牛乳の流通は、乳処理業者、小売・配達業者の地区制・許可制が設けられ、厳しく管理された。小売・配達業者は、免許を与えられて、一定の地域や市場において独占的に販売、配達が出来ることが、地区外では営業出来ないし、販売・配達する牛乳の調達先の乳処理業者も指定される方式である。独占的な販売や配達の権利を得られることから、免許にも供給数量割当と同様に、資産価値が生じていた。

以上のように、強力な飲用向け乳への介入はすべての州で行われたが、需給状況も反映して、州ごとでその仕組みにはかなり異なっていた。州の規制を概観したのが第9表である。

これらの制度は、飲用牛乳を州内で自給することを前提に設定され、価格等もそれぞれの州内の事情に応じて決められていた。しかも、加工向け乳価は飲用向けよりも大幅に安かったから、例えば、加工原料乳生産の多い州からは、飲用向け比率の高い州へ、少しでも高い価格で販売しようとするインセンティブが生じる。輸送コストが大きくなければ、実際に州間取引が発生するが、それは、販売先州の行政価格を損い、州内農家に損失を与えることになる。実際に、ヴィクトリア州からニューサウスウェールズ州へ飲用牛乳が移出される事態

が生じたこともあって、混乱を嫌った業界の非公式な取り決めによって州間の飲用牛乳取引は制限された。加えて、2つの法的措置により、抑制が図られた。一つは、連邦政府の仕組みで、ヴィクトリア州からの飲用牛乳供給によって脅かされた場合には、ニューサウスウェールズ州は、牛乳課徴金を停止することを要求できるとした。同課徴金は加工向け乳に対する補助のために用いられるので、これが停止されると加工向け乳比率の高いヴィクトリア州の乳業界が打撃を受けることになる（課徴金停止には至らなかったが、1987年にニューサウスウェールズ州が2度申し入れをした実績がある）。また、ヴィクトリア州自身も法改正をして、飲用牛乳向けに処理される州内産の生乳は他州の市場に出荷されるものであっても飲用向け乳価格で調達することを義務づけ、すなわちコストを高くすることを通じて、州間取引を制限した。

第9表 州の乳業規制の枠組み

	NSW	Vic	Qld	SA	WA	Tas
乳生産量(百万リットル)	878	3,787	629	356	267	345
飲用向け:加工向け比率	66:34	12:88	50:50	42:58	56:44	14:86
飲用向けの農場出荷価格の固定	有り	有り	有り	有り	有り	有り
供給数量割当	有り		有り		有り	
供給数量割当の譲渡可能性	有り		有り		有り	
譲渡可能な割当数量の年間上限	有り				有り	
公平乳源		有り		有り		有り

出典:Industry Commission (1991).

注. NSW等の略号の意味は第7表と同じ。

これらの飲用向け乳についての州政府の介入は、1980年代からの規制改革の流れの中で次第に緩和され、1995年からの全国競争政策によっても見直しを迫られた⁽⁶⁾。戸別配達などは、実体面での需要が低下したことから早くから規制・介入が廃止された分野である。ただし、飲用向け乳規制の基本的な枠組みは、2000年の抜本改革に至るまで維持され、特に農場での供給数量割当や農場からの出荷価格については堅持されていた。

以下で、飲用向け乳（Market milk）の割合が高く供給数量割当を行っていた州の代表として、ニューサウスウェールズ州、加工向け乳の割合が高い州の代表としてヴィクトリア州の規制の1990年頃の概要を紹介する。

(iii) ニューサウスウェールズ州の事例

SMAは、ニューサウスウェールズ州酪農公社（New South Wales Dairy Corporation。以下「NSW酪農公社」）である。New South Wales Dairy Industry Act 1979に基づいて設立され、乳の生産、品質、供給、流通と乳製品及びマーガリンの生産、品質、貯蔵について責任と権限を有する。主要な業務の一つが、供給数量割当の管理であり、割当の交換・売買も公社を通じて行う。1990年6月30日時点で、180人を雇用していた。

NSW酪農公社は、酪農場に対して供給数量割当を行い、割当保有者は、その割当に指定

された量の飲用向け乳を供給する。割当は、4週間単位で、譲渡可能であり、最大限12ヶ月先のものまで取引できる。農家が保有できる割当の量に上限は無いが、譲渡によって取得できる量は年間104,000リットルが限度である。割当の譲渡を受けるには、対応するロット期間（4週間単位）について、先立つ3年のうち少なくとも1年は、生産量が当該農家の現在の割当数量と意図する追加数量の和の125%以上でなければならない。生産期間における供給量が割当量を下回ると、その農家は下回った分量の75%の割当を喪失する。この罰則があるため、割当を上回る生産が行われる。

NSW州で生産された生乳は全部、NSW酪農公社の所有となる（「vested」と言われる仕組み）。NSW酪農公社は農家に4週間ごとに支払いをし、生乳を乳処理業者（Processor。生乳を適切に処置して飲用牛乳にする業者）に販売する。余剰の乳は、乳製品製造業者（Manufacturer）に向けられる。酪農場としては、出荷した割当枠内の乳すべてについて飲用向け乳価格を得られるわけではない。飲用向け乳価は、生産コストを償うことをベースとしてNSW酪農公社が決定する。乳価は単一ではなく、牛乳用、ロングライフミルク用、無脂肪乳用など、用途によって異なる価格が定められ告示される。この告示には、集乳施設が受け入れた乳の移動先として認められる乳流通区も示される。

供給数量割当の枠外で生産された乳には、加工向け乳価が支払われる。加工向け乳価は、農家と製造業者との間の通常の商業的交渉によって定まる。

流通システムは、個々の販売・配達業者による独占を基本としている。NSW酪農公社が、登録された牛乳販売・配達業者に、地理的区域や小売販売所のリストを割り当てる。小売販売所は、指定された卸売業者から牛乳を仕入れなければならない。卸売業者も、仕入れ先となる乳処理業者を指定されている。販売・配達業者が仕入れ先を変更する場合は、厳格な条件に従う必要がある。

乳処理、卸売り、流通・配達の各段階でのマージンと、普通牛乳、調整乳、加糖クリーム、包装入り脱脂粉乳の小売価格の上限価格も、NSW酪農公社が四半期ごとに設定する。マージンは、製品の種類、包装のサイズ、包装の種類によって異なり、例えば、調整乳の車両での配達のマージンは普通牛乳よりも2.11セント高く、600cc入り瓶のマージンは1リットル入りプラスチック容器よりも0.92セント安く、1リットル入りプラスチック容器のマージンは1リットル入りカートン容器よりも0.25セント高い。流通経路によっても違いがあって、スーパーマーケットへの配送時の卸売りマージンは他よりも小さく設定されているので、スーパーマーケットの牛乳価格は、他の小売価格よりも2セント安く、また、戸別配達のマージンは、卸売りマージンと小売マージンとの和に等しく設定されている。プラスチック容器入りの地方部での小売価格は、容器の輸送コストがかかるために、都市部よりも3セント高い。（価格は、いずれも1リットル当たり）

（iv） ヴィクトリア州の事例

Victorian Dairy Industry Act 1984 により設立されたヴィクトリア州酪農産業局（Victorian Dairy Industry Authority。以下「Vic酪農産業局」）がSMAであり、販売、

販売促進、供給・輸送、製品開発、品質管理、価格設定、飲用牛乳事業の監視、免許等の業務を司る。1990年6月30日時点で、119人を雇用していた。

飲用牛乳は、人が消費する液状の牛乳のすべて、と定義され、牛乳、調整乳、フレーバー・ミルク、UHT牛乳を含む。州内で飲用牛乳に処理される乳はすべて、Vic酪農産業局を通じて購入しなければならないとされており、Vic酪農産業局が、酪農場から免許された貯乳所に運ばれてきた飲用向け乳を購入し、これを乳処理業者に売り渡す。乳処理業者が、均質化(homogenisation)、低温殺菌(pasteurisation)の処理をして包装のうえ、卸売業者等に出荷する。UHT牛乳については特に、Vic酪農産業局が、乳処理業者から市場価格でバルク購入したものが、同局が設定する価格で、乳処理業者に再び売り渡され、各種ブランドに包装されて市場に出される。

州内の飲用牛乳の全部門について、Vic酪農産業局が価格やマージンを設定する。酪農場、貯乳所(factory)、乳処理業者、卸売業者、小売業者の各段階での調達価格や小売価格、その間の輸送、処理、手数料などのマージンが設定され、その際には、1986年に導入された「ベンチマーク」方式が主として用いられる。免許事業者全員に対してコスト調査を行いその結果に基づいて、産業の各部門(酪農場、貯乳所、輸送業者、乳処理業者、卸売業者)の業者の平均生産コストが推定され、次いで、部門ごとで代表的業者を数社選定し、その平均生産コストを推定する。一般に代表的業者は大規模でありその平均生産コストは部門全体の平均よりも低い。そして、それぞれの部門について全体平均の75%と代表的業者平均の25%の合計をもって設定する。小売部門の価格・マージンは、ベンチマーク方式ではなく、ミルク・バーやスーパーマーケットの各種製品のバスケット価格と小売業者協会から提出される情報とを勘案して、Vic酪農産業局が評価決定する。

酪農家が受け取る飲用向け乳の価格も、Vic酪農産業局が設定するが、生産コストが高くなる時季の供給量を確保するためにも加工向け乳よりもかなり高い価格とされるうえ、ベンチマーク方式による際、コストの低い代表的業者の勘案比率が他部門では25%なのに対し酪農家部門では12.5%であることも、設定価格が高くなることにつながる。1991年3月1日時点で、飲用向け乳の農場出荷価格は、1リットル当たり38.31セントに設定されており、当局が指定しない加工向け乳価は約20セントである。

酪農場に対してVic酪農産業局が行う飲用向け乳価の支払いは「公平乳源(equitable sourcing)」という独特のものである。飲用向け乳を出荷していない酪農場も含めて、すべての酪農場が出荷した乳のうち同じ割合が飲用向けに使われたとみなして、月単位で支払うのである。例えば、ある月の州内の全生乳のうち12%が飲用向けになると、いずれの酪農場も、当該月に生産した乳の12%について高い行政価格(38.31セント/リットル)を受け取る。実態として、酪農家は、全生産生乳について、飲用向けと加工向けとの加重平均価格を受け取っていることになる。支払いは2分割され、第1回として加工向け乳の価格と一致する金額が、毎月15日に、前月にVic酪農産業局に供給された乳について行われる。乳を供給した翌々月の15日に、第2回の支払いで残額が支払われる。

なお、流通については、1986年7月に規制緩和された。流通区が設けられており、ある

区のなかで小売事業、戸別配達事業を行う者は、当該区で有効な免許を持たなければならないのだが、従来 661 の区であったものを、7つの流通区に統合したことで、各事業者にとっては、事業を行える地域が大幅に拡大した。

（v） 規制に関する評価・反応

乳業に対する介入・補助は、20 世紀前半から半ばにかけて小規模な酪農家が生き残ることを助けたと考えられているが、1980 年代には、連邦政府の政策（Kerin プラン以後）は補助水準を漸減し、州政府でも供給数量割当の取引規制を緩めるなどしたことから、2000 年の規制撤廃の前から、次第に世界市場の競争にさらされるようになり、酪農場数が減少し規模が拡大するという構造変化が進んでいた（酪農場当たりの乳牛飼養頭数は 1980 年の 96 頭から、2000 年には 168 頭へ増加）。

そうしたなか、酪農業界自身は、規制緩和に後ろ向きであった。1991 年 2 月、酪農産業の全国会議にて「Ballarat 合意」が形成されたが、その内容は、加工向け乳、飲用向け乳ともに、基本的に従来の規制・介入を維持しようとするものであって、飲用向け乳については、価格規制等を州ごとではなく全国区に統合することで、供給管理と価格固定の制度を強めることも意図しており、規制改革に逆行するものだった⁽⁷⁾。

産業委員会（Industry Commission）は、州政府による飲用牛乳の規制について調査し、牛乳の供給や価格に関する規制を段階的に撤廃することを 1991 年の報告書で勧告した。州間取引の制限は 1993 年 7 月 1 日までに、農場出荷以後の供給と価格の管理は 1996 年 7 月 1 日までに、供給数量割当と農場出荷価格の行政価格は 1999 年 7 月 1 日までに、廃止すべきことが明記されていた（Industry Commission (1991)）。

同報告書が、従来の規制・介入に対して否定的評価を下した論点は、以下のようなものである。

- 牛乳への政府の関与が正当化されるのは、牛乳が人間の食事に特別のメリットを与える場合であって、政府の関与なくしては効率的な商業的市場の発展が望めない事情がある場合のみである。然るに、牛乳は重要な主食であり、その栄養的な価値は、特にタンパク質とカルシウムの摂取源として、周知ではあるものの、それは他の基礎的な食品と比べて特別に異なることではない。
- 他の農産物の多くも季節性があるが、飲用牛乳のような政府の介入を受けてはおらず、牛乳生産の季節性が高く冬季に供給が不足することは、介入を正当化する根拠とならない。
- 牛乳が特別に重要であるのなら、小売価格が自由化されれば、生産コストが高い時季には、消費者は相応の高い価格を払うであろうし、価格変化に対する消費者の反応をシグナルとして農家や乳処理業者による生産や新製品開発が促される。
- バージニング・パワーの弱い酪農家が、乳処理業者、流通業者、スーパーマーケットから搾取されることを防ぐため、政府による供給・価格への介入が正当化されるとの主張もあるが、そのような市場支配力の濫用は、競争政策によって対応すべき事項である。

- 供給数量割当制度は、経済効率をゆがめる。価格が高くなり、市場からみて不合理な、消費者から生産者への所得移転が生じる。割当数量を満たすため条件の悪い時季でも生産して非効率が生じる。また、SMAの管理のもとでのみ譲渡可能であり取引に数量制限など条件が課されているため、効率的な酪農場による割当の追加獲得や新規参入を妨げる。
- 州間取引の制限を含む飲用牛乳についての州の供給管理・価格制度が、生産、販売、消費、投資の判断を歪め、過剰投資を招くなど、資源利用の効率を低下させて社会に不必要なコストをかけている。飲用向け乳の価格が高く維持されていることで生じる効率性ロス⁸⁾は、需給の価格弾力性をどれだけと想定するかによって幅があるが、年間8～25.8百万豪ドルと推計される。

産業委員会は、各州で長く続いた飲用向け乳政策は、州政府が消費者の懐から搾り取った利益を酪農場に移転するもの、と厳しい評価を下している。飲用牛乳の需要は価格弾力性が小さいため、政府の介入によって競争を排したうえで人為的に高い価格を設定することで、この移転は効果的に行われた。

なお、飲用向け乳への州政府の介入・規制は、飲用向け乳の割合が多い州の酪農場にとって有利であるので、加工向け乳割合の高いヴィクトリア州、タスマニア州などはこれに不満があったが、他方で、連邦政府による乳製品輸出に対する支援は、加工向け乳割合の大きい州が多く受け取った。州によって利害が異なりながら、酪農業界のなかから規制廃止を求める声が高まらなかった背景である。

5. 貿易政策

(1) FTAの状況

オーストラリアは、これまでにニュージーランド、米国、チリ、ASEAN、韓国、日本、中国と自由貿易協定(FTA)を締結(発効)しており、オーストラリアの輸出額に占める、FTA発効相手国の割合はほぼ8割にまで達している。環太平洋パートナーシップ協定(TPP)にも署名済みであり、インド、湾岸協力理事会(GCC)、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)と交渉中である。

今後注目されるのは、オーストラリアの輸出先として4.5%のシェアを占めるEUとの交渉の動向である。EUとは、2015年11月15日に、FTA交渉開始に向けて作業を行う旨の首脳共同声明を出し、その後交渉準備が話し合われており、今後交渉が進むものと考えられる。ただし、2016年6月の国民投票で英国のEU離脱が決まったことは、2015年末には想定されていなかったであろう事態である。これを受けて2016年9月、英国を訪問した貿易投資大臣が、FTAに向けて英国と二国間貿易作業部会を設置し、2017年から会合を開始することに合意した。英国とのFTA交渉を進めるとしても、直ちにEUとのFTA交渉の妨げになるとは考えにくい⁸⁾が、なんらかの影響があるかもしれない⁽⁸⁾。

（２）環太平洋パートナーシップ協定（TPP）

TPP は、2016 年 2 月に署名され、参加各国による批准手続きの段階にある。オーストラリアは交渉開始時から参加し、2 月 4 日の署名後、同月 9 日には批准手続きのために連邦議会に提出、22 日、条約に関する両院合同常任委員会（以下「条約委員会」）において検討が開始された。

１）TPP の概要（外務貿易省資料）

まずは、外務貿易省（DFAT）が公表している資料を中心として、オーストラリア政府の観点から、どのようにその概要を提示しているのかをしてみる^{（9）}。

（i）概観

TPP の 11 カ国に対する輸出は 1,070 億豪ドル、輸入は 1,180 億豪ドル、往復で 2,260 億豪ドルとオーストラリアの貿易全体の 34.2%を占める（2014・15 年度）。輸出上位は、液化天然ガス（167 億豪ドル）、石炭（128 億豪ドル）、鉄鉱石（84 億豪ドル）、専門・技術・その他の事業サービス（47 億豪ドル）、旅行（46 億豪ドル）である。また、海外投資全体の累積額 8,680 億豪ドルのうち、TPP 諸国に対するものは 45.3%、TPP 各国からの投資は外国からの投資全体 1.1 兆豪ドルのうち 39.9%にのぼる（2014 年）。TPP は世界の GDP の 4 割をカバーする地域自由貿易協定であり、急速な経済発展を遂げているアジア太平洋地域の機会を捉えることで、物品、サービスの輸出と投資とに新たな市場アクセスを拡大し、また、より予測可能で透明性のある規制環境を整備して、オーストラリア経済全般に大きな成長をもたらす可能性がある。

関税に関しては、TPP 各国向けの関税課税品目のうち 90 億米ドルについて関税撤廃される。そのうち 43 億米ドルが農産物であり、牛肉、乳製品、砂糖、コメ、穀物、ワインについて新たな水準のアクセスが獲得される。更に関税を課される 21 億米ドル相当の輸出について、新規の割当や関税削減による特惠アクセスがもたらされる。ペーパーレス貿易手続き、通関手続きや規則の合理化、中小企業支援、データのより円滑な流れや蓄積、新たな投資を刺激する規定、労働・環境を守るための共通ルール、腐敗防止の規定もあり、事業環境が透明で予測可能になることが、鉱業装備サービス・技術、法務・建設・工学などの専門サービス、金融、教育、テレコミ、情報技術、輸送、保健、観光などのオーストラリアのサービス部門の発展に資する。国有企業、政府調達、知的財産権などの規律も国境の障壁を減らし自由な競争を促す。

世界銀行が予測した、TPP により 2030 年で GDP 成長を 0.7%上乗せされる、という数値を捉え、TPP がもたらすオーストラリアの GDP 拡大はわずかだとする見解があるが、0.7%は 150 億米ドル相当が恒久的に増加することを意味しており小さなものではない。知的財産権章への批判があるが、オーストラリアの特許制度や著作権制度などの国内法制や政策の変更を求められることはなく、政府は PBS（医薬品支援制度。国民に医薬品を安価で供給する仕組み）を含む国内の保健システムを変更しないことを確保しており、医薬品価格が上昇するとの指摘は間違いである。また、オーストラリア政府が公共の利益のために保

健・安全性・環境を守る権利は維持されており、投資家対国家紛争解決制度（ISDS）への懸念は根拠が無い。電子商取引規定は、消費者を守りつつ、国境を越えたデータの流れを円滑にする。

（ii） 個別品目等の内容（農産物中心に）

- ・砂糖：豪米 FTA で砂糖は完全に除外されていたが、TPP では、米国市場へのアクセスが 20 年ぶりに増加し、オーストラリアの枠は実質的に倍増する。日本、カナダ、ペルー、マレーシア向けのアクセスも改善する。
- ・牛肉等：日本市場は、牛肉関税が 15 年で 9% となり、加工赤肉の関税は 15 年で撤廃、くず肉関税も大部分が 10～15 年で撤廃。カナダ、メキシコ、ペルーで牛肉が関税撤廃となり、羊肉関税も撤廃。
- ・乳製品：日本のチーズ関税の一部が撤廃され、バターと脱脂粉乳に新たな対オーストラリア枠が設けられる。対米国で、チーズの追加枠 9 千トンと粉乳及びスイスチーズの関税撤廃を獲得。対メキシコ、対カナダで特惠アクセスを獲得。
- ・穀物：日本向けの小麦・大麦の SBS（売買同時契約）輸入枠が拡大。メキシコ向け、カナダ向けの小麦・大麦関税が撤廃される。コメは、対日本で 6 千トンの枠の追加と調製品の関税削減となり、対メキシコで関税撤廃となる。
- ・ワイン：メキシコ、カナダ、ペルー、マレーシア、ベトナムで関税が撤廃。
- ・その他の農水産物：原羊毛と綿花の関税が TPP 各国でゼロとなる。カナダ、ペルー、日本、メキシコ向けの水産物関税が撤廃される。
- ・地下資源：ベトナムが、ブタン、プロパン、LNG の関税を 7 年で撤廃し、石油の関税 (20%) を撤廃。ペルーは鉄鉱石、銅、ニッケルの関税を即時撤廃。
- ・製造業：カナダ向け、ベトナム向けの鉄・鉄鋼製品、カナダ向け船舶、メキシコ向けの医薬品、機械、電気器具、自動車部品、ペルー向け医薬品、紙・板紙、ベトナム向け自動車部品、の関税が撤廃。
- ・サービス：メキシコではエネルギー部門が、ベトナムでは鉱業投資制度が自由化。ブルネイ、日本、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナムに対して教育サービスのアクセス機会が拡大。マレーシア、ベトナムで輸送サービスについての投資保護が強化。マレーシア、メキシコ、ベトナム向けの保健サービスのアクセスが拡大。ベトナムの電気通信サービスの外国投資割合規制が撤廃。
- ・政府調達等：ブルネイ、カナダ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナムの政府使用の医薬品、電子部品、会計・税務サービスの入札にオーストラリア企業が参加可能となるなど。

2) 業界等の反応

DFAT は、TPP を推進してきた立場であるから、肯定的評価をするのも当然だが、業界等はどのように見ているであろうか。2015 年 10 月の大筋合意及び 2016 年 2 月の署名の際

の業界の発表資料をしてみる。

オーストラリア情報産業協会（Australian Information Industry Association）の 2015 年 10 月の解説（AIIA (2015)）は、電子商取引の規定について、2015 年 10 月 9 日付け Computer Weekly 紙（Computer Weekly (2015.10.9)）は、サービス分野での海外進出の機会拡大について、オーストラリア・ニュージーランド会計士会のコラム（Chartered Accountants Australia and New Zealand (2016.2.1)）は中小事業者の海外進出に有益として、ガス業界紙は 2015 年夏の解説（Gas Today (2015)）で、鉱業団体のメディアリリース（Minerals Council of Australia (2016.2.4)）で、エネルギー部門のコンサルタント会社 Marchmont Hill 社はエネルギー部門の輸出機会や投資機会が拡大することや国内への投資が促進されることについて（Marchmont Hill Consulting (2016.2.29)）、おおむね TPP に対して好意的な反応を示している。

農業関係では、全国農民連盟のプレスリリース（NFF (2016.2.4)）、穀物生産者協会のプレスリリース（GrainGrowers (2016.2.2)）が、政府が TPP 推進の立場であることを支持して、この協定から外れれば、オーストラリアの農業者は貿易市場で不利な立場に立たされるであろうとしている。砂糖業界のメディアリリース（Australian Sugar Industry Alliance (2015.10.6)、同(2016.2.4)）、オーストラリア食肉家畜生産者事業団のプレスリリース（Meat and Livestock Australia (2015.10.6)）、オーストラリア酪農家協会のホームページ（Australian Dairy Farmers (2015.10.20)、同(2016.2.4)）、乳業業界紙の記事（Dairy News Australia (2016.2.4)）、オーストラリア食料品協議会のホームページ（AFGC (2015.11)）、オーストラリアワイン製造業者連合の 2016 年 2 月の掲示板（Winemakers' Federation of Australia (2016.2)）など、やはり、いずれも TPP を歓迎するコメントを出している。

3) 新聞等の反応

主要報道各社は、おおむね、外務貿易省の発表や業界団体の見解を伝えるものとなっている。その中で、TPP 署名時に、ABC ルーラル紙が、批判的見解についてまとめた報道をしており（ABC Rural (2016.2.4)）、オーストラリアが譲歩しすぎたと不安視する人々もあって、Australian Fair Trade and Investment Network が他の 58 の社会団体とともに、独立の評価が行われるまで TPP の批准をしないように求めていること、投資家対国家紛争解決（ISDS）条項等を問題視し、タバコが明示的に ISDS の対象外とされたことはその他の環境・保健目的の法令が対象とされることを意味すると主張していること、PBS についても制度変更を余儀なくされるのではないかと懸念していること、などを伝えている。このような批判的見解は、後述 4) の公衆のコメントのなかで、数においては多数を占めているところである。

4) 公衆のコメント

一般市民の見解がいかなるものであったか、公衆コメントを手がかりにすることとする。DFAT が、TPP の交渉期間中に受け取った 93 件、連邦議会の条約委員会の募集に対して寄

せられた 252 件が、それぞれホームページに掲載されているので、そのコメント内容を整理する（DFAT ホームページ（2016）、APH ホームページ（2016））。

コメントを寄せるのは、強い賛成・強い反対など、TPP に特に関心を有し、かつ政府に意見を提出する行動を取る人、組織であるから、必ずしもオーストラリアの人々一般を反映していると言えないことには注意を要する。

（i） 外務貿易省（DFAT）へのコメント

i) 交渉が行われていた、2008 年 10 月から 2015 年 3 月の間に寄せられたコメントである。93 件のうち、8 件は提出者の希望により内容不開示である（提出者名は明記）。

93 件の内訳は、業界団体・業界会社等 56 件、労働組合・市民団体・環境団体等 13 件、個人 23 件、政府等 1 件である。コメント提出者の属性によって、コメント内容がはっきりと分かれる傾向があり、業界団体・業界会社等は TPP におおむね賛成、労働組合・市民団体・環境団体等は TPP については極めて慎重な対応が必要であるとし、個人はおおむね反対ないし極めて慎重な対応を求める意見となっている。

ii) もう少し詳しく見ると、内容不開示の 8 件はいずれも業界団体・業界会社等 56 件のなかに含まれる。内容開示の 48 件は、概して、TPP を支持する立場からのコメントである。ただし、物品・サービス・投資等のアクセス改善を期待し全面的に支持する意見が大勢である一方で、業界によってはその関心を反映し、交渉内容に個別の留保・注文（通貨操作防止規定を入れるべきとするフォード社現地法人、ISDS 条項に反対する音楽業界、文化・創造芸術は対象外とすべきという娯楽産業団体など）を盛り込んでいる。

業界の種類別での件数は、農業・食品 16 件、鉱業 4 件、製造業 9 件、サービス業 10 件、著作権団体等 9 件、一般（商工会議所など）6 件、その他 2 件である。

iii) 労働組合・市民団体・環境団体等からは、極めて慎重な対応を要するとして、懸念を示す意見が多い。TPP 交渉期間中の、初期のコメントは、慎重な立場をとりつつ、協定に盛り込むべき内容・交渉で確保すべき事項（一般労働者の一時的入国の抑制、動物愛護増進の条文、等）を求める傾向があるのに対して、後期になると、明らかになってきた交渉内容を受けて、明確に反対の意見を述べるものとなってくる。

iv) 個人では、1 件が TPP を強く支持するとしているほかは、TPP に反対ないし極めて慎重な対応を要するとの意見である。23 件のうち、大学の教授などの研究者からのものが 10 件あるのが目を引く。また、長文（10 ページ以上であって、他者の文章を引用・借用した類でなく、自筆の文章と考えられるもの。（ii）において同じ。）での提出が 8 件あり、うち 5 件が大学の教授など研究者であって、学術論文の体裁で数十ページに及ぶものもある。

v) 政府等の 1 件は、東部の地方政府が提出したもので、ISDS 条項や政府調達に関して慎重な対応を求める意見である。

(ii) 条約に関する両院合同常任委員会へのコメント

- i) TPP が批准のために議会で提出された後、2016 年 2 月 9 日から 3 月 11 日までの期間でコメントが募集された。253 件のうち、不開示が 1 件（提出者名、内容とも不開示）、匿名希望が 11 件（提出者名は不開示だが、内容は開示）、である。これらを除く 241 件の内訳は、業界団体・業界会社等 27 件、労働組合・市民団体・環境団体等 34 件、個人 173 件、個人の意見集積 3 件、政府等 4 件である。DFAT へのコメントに比べ、短期間で多数の提出があったこと、業界団体・業界会社等の件数が減り、労働組合・市民団体・環境団体等及び個人、とりわけ個人の件数が非常に多いことが特徴である。コメント提出者の属性による、コメント内容の傾向は、DFAT の場合と同様である。
- ii) 詳しく見ると、業界団体・業界会社等は、若干の例外を除いて、農業・食品、鉱業、製造業、サービス業、著作権団体、一般団体、いずれも、TPP を基本的に支持する旨を表明し早期の批准を期待している。若干の例外として、サービス業の 1 件が ISDS 条項に懸念を示し、著作権団体のうち 4 件が知的財産権が強化されすぎて利用者が不利益を被るとして反対を表明している。業界の種類別では、農業・食品 9 件、鉱業 2 件、製造業 1 件、サービス業 3 件、著作権団体等 10 件、一般（商工会議所など）2 件である。
- iii) 労働組合・市民団体・環境団体等の意見は、団体の活動目的によって、反対の論点・理由の重点が異なっているものの、おおむね次の問題点を指摘し、TPP に反対している。
- ・交渉過程不透明な、極秘裡の交渉（国民が交渉過程・内容に殆ど関与できず）。
 - ・オーストラリアにとって利益は僅かである（世銀試算で GDP の 0.7%）。
 - ・第三者機関による独立の評価を要する（生産性委員会によるレビュー等を欠く）。
 - ・ISDS 条項は、各国政府の保健・環境・衛生など公共目的の政策を妨げる。
 - ・オーストラリアの主権・民主主義・国民を犠牲に多国籍企業の利益を図るもの。
 - ・製薬会社の独占権を強め過ぎ医薬品価格高騰をもたらす。
 - ・知的財産権が強化されすぎ、利用者の利益や創造的利用を損なう。
 - ・環境保護や労働者の権利の保護が不十分である。
 - ・外国人労働者を不適切に導入・搾取して、国内の雇用を損なう。
 - ・インターネットのプライバシーが侵害される。
- iv) 個人コメントの殆どは、TPP に反対である。反対でないものは、ISDS 条項は最善の内容ではないものの合意全体を覆すほどではないとするシドニー大学教授による分析、これまでオーストラリアが結んだ ISDS 条項を含む投資協定などで問題が生じたことはなく海外投資を確保するにも ISDS 条項が必要であるとして積極的に賛成する国際的仲裁業務従事者、別の国際的仲裁業務従事者からの自己の仲裁経験上秘密警察を介入に使う国のケースを除き問題が起きたことはないとするコメント、の 3 件に留まる。

反対する理由として、殆どのコメントが、上記の労働組合・市民団体・環境団体等の

項に掲げた問題点の一部ないし全部を並べている。市民団体等のホームページの情報や市民団体が提示した反対意見のひな形などを利用していると推察される。

ただし、独自の論点を展開しているものも散見される。研究者が独自の分析を行ったものとして、独自に経済効果等を分析し国益に反すると論じるものが 3 件、地政学的な米国・英国の戦略に巻き込まれオーストラリア・カナダが最も損をするとするものが 1 件ある。また、上記 iii) とは異なる論点・理由として、脱税や資金洗浄を助長する、オゾン層保護のための冷媒規制が効果的に行われるか疑問、を挙げるものがそれぞれ 1 件見られた。

なお、長文での提出は 8 件であり、うち 6 件が大学の教授など研究者によるものと見られる。長文コメントは、論点として他の意見と同様のものを含む場合であっても、独自の分析や独特の視点を提示している。

- v) 個人の意見集積というのは、市民団体等が、寄せられた個人からのコメントをまとめて送ったものである。件数としては 3 件であるが、そのなかに含まれている個人の数は 3,107 にのぼる。いずれも TPP に反対するものであり、その理由も上記の労働組合・市民団体・環境団体等の項に掲げた問題点と共通している。
- vi) 政府等の 4 件のうち、DFAT からの提出は、よくある質問についての説明である。NSW 州教育省は、著作権規定が教育行政に支障を及ぼすとして是正を求め、共産党ほか 1 党は問題が多いとして全面的に反対する意見を述べている。
- vii) 匿名希望の 11 件は、TPP に反対であり、その論点は、個人のコメントの多くに見られるのと同様、労働組合・市民団体・環境団体等の掲げた問題点と通ずるものである。

(iii) 農業団体のコメント

農業団体がどのようなコメントを出しているかを見てみよう。DFAT へは 14 件、条約委員会へは 9 件が提出されている。

DFAT へは、穀物業界から 2 件、乳業界から 2 件（ただし、同一団体が異なる時期に提出）、食肉業界から 4 件（うち 2 件は、同一団体が異なる時期に提出）、砂糖業界 2 件、園芸農業界 2 件、ワイン業界 1 件、その他（受粉協会）1 件、であった。14 件のうち 5 件が内容非公開だが、公開のものは、おおむね、TPP 交渉を進めることを支持し、自らの業界の海外市場へのアクセスが改善することを期待・要望するものである。唯一、オーストラリア豚肉協会が、2008 年 10 月のコメントで、TPP 交渉に賛成しないとしている。個別の FTA によってニュージーランド、シンガポール、チリ、米国への市場アクセスが確保されているから、という理由であったが、その後、カナダ、メキシコ、日本が交渉に参加してから提出した 2013 年のコメントでは、TPP 支持に立場を変えている。

条約委員会へは、全国農業者連盟から 1 件、穀物業界から 1 件、乳業界 1 件、食肉業界 1 件、砂糖業界 4 件（ただし、同一の業界横断的団体に所属する組織からの提出）、ワイン業界 1 件の提出であり、いずれも、TPP の妥結を評価し、早期の批准を期待している。豚肉業界、園芸農業業界、受粉協会は、コメントを出さず、TPP の決着をどのように評価し

ているかを条約委員会に対して積極的に表明していない。

5) TPP への反応のまとめ

以上のように、TPP に対する反応は、市民団体等が反対の声を上げているものの、産業各界は、ほぼ一様に歓迎・評価する姿勢を示しており強く反対する意見は見られない。政治的にも、TPP 交渉は 2008 年に労働党政権下で交渉が開始され、その後保守連合政権に替わっても交渉方針の基本的変化はなく継続されて妥結したところであって、2016 年 7 月の総選挙においても、TPP は特段の争点とならなかった。一部市民団体等による反対キャンペーンはあるものの、関係業界では賛成ないし中立が大勢を占め、主要政党も推進の立場である。条約に関する両院合同常任委員会も、上記の公衆コメントの分析も行いつつ結論としては TPP を好評価する報告（Joint Standing Committee on Treaties (2016)）をとりまとめしており、オーストラリア国内には TPP の批准手続きにとつての大きな障害はないと思われる。ただし、2017 年 1 月に発足した米国の新政権が TPP から離脱したことにより、今後の方向を模索する状況が生じた。TPP の批准を早期に行うことを、貿易大臣が議会に要請しているものの、2017 年 3 月末段階で批准には至っていない。

注(1) 以前のオーストラリアの農業はこのように保護の少ないものではなく、手厚い補助金等の対象となっていた。抜本的な規制改革を経て今日の姿となったところである。その経緯については、平成 27 年度カントリーレポートを参照されたい。

(2) ここで「農業所得」と称しているのは、国民経済計算資料の agricultural income である。ここで農場所得を用いていないのは、農場所得の全国総額に相当するデータがないためである。他方農場所得であれば業態ごとで対比するためのデータがあるため、第 3 表及び第 4 表での FMDs 残高との対比は、農業所得ではなく農場所得（farm cash income）を用いている。

(3) 以下、2)、3) の記述は、RMB ホームページ (2016)、IMC (2005) (NSW 第一次産業省による Marketing of Primary Products Act 1983 と RMB についてのレビュー報告)、National Competition Council (2005)、IMC (2010) (NSW 州のコメ販売についてのレビュー)、NSW Government (2012) (NSW 州のコメ販売についてのレビュー)、によりとりまとめた。

(4) 酪農構造調整プログラム等については、農林水産政策研究所(2016)を参照。

(5) 以下の記述は、Adelaide University (2000)、社団法人中央酪農会議(1993)、畜産振興事業団 (1992)、社団法人中央酪農会議(1996)、Harris (2005)、Edwards (2003)、Industry Commission (1991)、Wilkinson (1999)、によりとりまとめた。

(6) 例えば、ニューサウスウェールズ州政府は 1990 年、それまで農地と切り離しての譲渡を禁じていた供給数量割当を譲渡可能とした。これにより、より高い価格を付けられる効率的な生産者が割当を入手し効率的な生産が行われるようになる、と指摘された。また、1996 年までに大部分の州で流通の規制緩和が進み、牛乳の小売価格の上限・下限の指定や牛乳流通区域内での独占は廃止されて、小売り包装牛乳の流通は自由化された。

(7) ただし、ニューサウスウェールズ州でもシドニー地区への飲用向け乳の供給数量割当を持たない地方部の酪農家は制度に不満を持つなど、乳業界が完全な一枚岩だったわけではない。

(8) FTA の状況は、TPP も含め、平成 29 年 3 月 31 日時点で記述している。

(9) 外務貿易省(DFAT)ホームページに掲載のプレスリリースを含む各種文書からとりまとめた。

(<http://dfat.gov.au/trade/agreements/tpp/Pages/trans-pacific-partnership-agreement-tpp.aspx>)

[引用・参考文献]

- [1] 社団法人中央酪農会議(1993) 『転換期のオーストラリア・ニュージーランドの酪農』
- [2] 社団法人中央酪農会議 (1996) 『オーストラリア・ニュージーランドの酪農産業 第 27 回酪農海外現地調査実務研修会報告書』
- [3] 畜産振興事業団 (1992) 『今後のオーストラリアの酪農制度』
- [4] 農林水産政策研究所(2016) 『プロジェクト研究[主要国農業戦略]研究資料第 12 号 (平成 27 年度カントリレポート タイ、ベトナム、ミャンマー、オーストラリア、ロシア、ブラジル)』 (第 4 章)
- [5] ABARES (オーストラリア農業資源経済科学局) *Australian Commodities* 各号.
- [6] ABARES (オーストラリア農業資源経済科学局) *Agricultural Commodity Statistics* 各年.
- [7] ABARES (オーストラリア農業資源経済科学局) (2016) *Australian farm survey results 2013–14 to 2015–16*.
- [8] ABC Rural (2016.2.4) , Concerned community groups call for independent assessment of Trans-Pacific trade deal, <http://www.abc.net.au/news/2016-02-03/concerned-community-groups-call-for-tpp-independent-assessment/7135944>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [9] ABS (オーストラリア統計局) (2016) *Agricultural Commodities 2014-15*.
- [10] Adelaide University (2000) Economic Briefing Report -- November 2000, Chapter 7 Deregulation of the Australian Dairy Industry.
- [11] AFGC (Australian Food and Grocery Council) (2015.11), TPP will boost food exports, <http://www.afgc.org.au/2015/11/tpp-will-boost-food-exports/>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [12] AIIA (Australian Information Industry Association) (2015) , Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement , <https://www.aiia.com.au/influence-And-leadership/topics/trans-pacific-partnership-agreement>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [13] APH (オーストラリア連邦議会) ホームページ (2016), http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Treaties/9_February_2016/Submissions, 2016 年 6 月 10 日アクセス
- [14] Australian Dairy Farmers (2015.10.20), What the TPP means for dairy, <http://www.australiandairyfarmers.com.au/media-corner/what-the-tpp-means-for-dairy>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [15] Australian Dairy Farmers (2016.2.4), Trans-Pacific Partnership signed, <http://www.australiandairyfarmers.com.au/media-corner/trans-pacific-partnership-signed>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [16] オーストラリア農業省 (2006) “Review of the Farm Management Deposit Scheme.”

- [17] オーストラリア農業省ホームページ (2016a), “Assistance Measures”
<http://www.agriculture.gov.au/ag-farm-food/drought/assistance>, 2016 年 6 月 29 日アクセス
- [18] オーストラリア農業省ホームページ (2016b), <http://www.agriculture.gov.au/ag-farm-food/drought/assistance/fmd>, 2016 年 7 月 9 日アクセス
- [19] オーストラリア税務局ホームページ(2016a), <http://www.ato.gov.au/rates/individual-income-tax-rates/>, 2016 年 7 月 9 日アクセス
- [20] オーストラリア税務局ホームページ(2016b), <https://www.ato.gov.au/business/primary-producers/in-detail/farm-management-deposits-scheme/farm-management-deposits-scheme/> , 2016 年 7 月 9 日アクセス
- [21] Australian Sugar Industry Alliance (2015.10.6), Australian sugar: TPP A story of contrasts, <http://www.sugaralliance.com.au/media-releases.html>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [22] Australian Sugar Industry Alliance (2016.2.4), Australian sugar industry welcomes TPP, http://www.canegrowers.com.au/page/Industry_Centre/Media_Centre/Media_Releases/Australian_sugar_industry_welcomes_TPP_ASA_media_release/, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [23] Chartered Accountants Australia and New Zealand (2016.2.1), Welcome to the TPP, <https://charteredaccountantsanz.com/en/Site-Content/Business-Trends-Insights/Acuity/February-2016/Welcome-to-the-TPP.aspx>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [24] Computer Weekly (2015.10.9) , Australia's tech sector weighs opportunities of Trans-Pacific Partnership, <http://www.computerweekly.com/news/4500255178/Australias-tech-sector-weighs-opportunities-of-Trans-Pacific-Partnership>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [25] Dairy Australia (2016) "Australian Dairy Industry In Focus 2015."
- [26] Dairy News Australia (2016.2.4), TPP signing could see dairy tariffs cut, <http://www.dairynewsaustralia.com.au/general-news/tpp-signing-could-see-dairy-tariffs-cut.html>, 2016 年 6 月 10 日アクセス
- [27] DFAT ホームページ (2016),
<http://dfat.gov.au/trade/agreements/tpp/negotiations/Pages/submissions.aspx>, 2016 年 6 月 10 日アクセス
- [28] Edwards, G. (2003) "The story of deregulation in the dairy industry," *The Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, Volume 47, Issue 1, pp. 75-98.
- [29] Gas Today (2015), The Trans-Pacific Partnership: what it means for Australia's gas industry, http://gastoday.com.au/news/the_trans-pacific_partnership_what_it_means_for_australias_gas_industry/100281, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [30] GrainGrowers (2016.2.2), Grain farmers behind the global-trade eight ball if TPP not progressed says GrainGrowers, <http://www.graingrowers.com.au/media-centre/media-releases/629-grain-farmers-behind-the-global-trade-eight-ball-if-tpp-not-progressed-says-graingrowers>, 2016 年 6 月 10 日アクセス

- [31] Harris, D. (2005) *Industry Adjustment to Policy Reform A case study of the Australian dairy industry*, RIRDC Publication No.05/110.
- [32] Harris, D. "Adjustment Assistance for Policy Reform: A Case Study on the Australian Dairy Industry Restructuring Package" (<http://www.oecd.org/tad/agricultural-policies/32297861.pdf>)
- [33] IMC (2005), Marketing of Primary Products Act 1983 NSW Rice Marketing Board Review Report.
- [34] IMC (2010), Review of the NSW Rice Marketing Act 1983 A report prepared for the NSW Minister for Primary Industries the Hon Steven Whan MP.
- [35] Industry Commission (1991) Report No.14 Australian Dairy Industry.
- [36] Joint Standing Committee on Treaties (2016) Report 165, Trans-Pacific Partnership Agreement.
- [37] Marchment Hill Consulting (2016.2.29), How the Trans Pacific Partnership agreement could impact energy investment in Australia, <http://www.marchmenthill.com/qs-online/2016-02-29/how-the-trans-pacific-partnership-agreement-could-impact-energy-investment-in-australia/>, 2016年5月10日アクセス
- [38] Meat and Livestock Australia (2015.10.6), TPP delivers additional export opportunities for Australian red meat and livestock, <http://www.mla.com.au/About-MLA/Media-releases/Media-releases/TPP-delivers-additional-export-opportunities-for-Australian-red-meat-and-livestock>, 2016年5月10日アクセス
- [39] Minerals Council of Australia (2016.2.4), TPP will bring benefits to all Australians, http://www.minerals.org.au/file_upload/files/media_releases/Media_Release_BP_TPP_will_benefits_to_all_Australians_4_February_2016.pdf, 2016年5月10日アクセス
- [40] NCC (National Competition Council) (2005), "Assessment of governments' progress in implementing the National Competition Policy and related reforms: 2005."
- [41] NFF (全国農民連盟) (2016.2.4), NFF welcomes TPP signing, urges swift ratification, <http://www.nff.org.au/read/5186/nff-welcomes-tpp-signing-urges-swift.html>, 2016年6月10日アクセス
- [42] NRAC(2012), Report on the effectiveness of the Farm Management Deposit Scheme.
- [43] NSW Government (2012), Review of Rice Vesting by the Rice Marketing Board under the NSW Rice Marketing Act 1983 Report prepared for the NSW Minister for Primary Industries the Hon Katrina Hodgkinson MP.
- [44] PC (Productivity Commission) (2016a), Regulation of Australian Agriculture, Draft Report.
- [45] PC (Productivity Commission) (2016b), Regulation of Australian Agriculture, Inquiry Report.
- [46] PC (Productivity Commission)ホームページ(2015) "Regulation of Agriculture" <http://www.pc.gov.au/inquiries/current/agriculture>, 2015年11月20日アクセス
- [47] Rice Growers' Association ホームページ (2016), <http://www.rga.org.au/the-rice-industry.aspx>, 2016年7月29日アクセス
- [48] RMB ホームページ (2016), <http://www.rmbnsw.org.au/statistical-summary>, 2016年8月29日アクセス

- [49] Wilkinson, John (1999) “Dairy Industry in NSW: Past and Present” Briefing Paper No 23/99, NSW Parliamentary Library Research Service, pp.9-24
- [50] Winemakers’ Federation of Australia (2016.2), Wine export growth tipped under 12-nation trade pact, <http://www.wfa.org.au/information/noticeboard/wine-export-growth-tipped-under-12-nation-trade-pact/>, 2016 年 5 月 10 日アクセス
- [51] WTO (2015) “Trade Policy Review Australia, Report by the Secretariat” WT/TPR/S/312/Rev.1.
- [52] WTO (2016) “Notification” G/AG/N/AUS/99.